



第3期ひろしまの森づくり事業 検証報告



令和3年10月
広島県

目 次

第1章 検証にあたって

1 検証の目的	1
2 対象とする事業及び期間	1
3 検証項目	1
4 評価のための実態把握	4
1) 平成29年度から令和2年度までの事業実績データ集計の分析	
2) 令和3年度に実施したひろしまの森づくり県民アンケート回答の分析	
3) 市町及び林業関係団体からの聞き取り調査の分析	

第2章 ひろしまの森づくり県民税の概要

1 課税の方法	5
2 税収額等の推移	6
3 運用管理等	6

第3章 事業の実施状況（平成29年度～令和2年度）

1 事業内容及び予算	9
1) 施策体系における実施状況	
2) 事業の内容	
3) 事業内容の推移	
4) 予算・決算の状況	
5) 交付金の配分	
2 整備の必要性が高い森林の再生	14
1) 人工林対策	
2) 里山林対策	
3 森林資源の利用促進	21
1) 県産材消費拡大支援	
4 新たな森の守り手の育成	23
1) 新たな森の守り手の育成支援	
5 県民理解の促進	25
1) 県民参加の促進	
2) 広報事業	

第4章 事業効果の評価について

1 整備の必要性が高い森林の再生	35
1) 人工林対策	
2) 里山林対策	
2 森林資源の利用促進	54
1) 県産材消費拡大支援	
3 新たな森の守り手の育成	57
1) 新たな森の守り手の育成支援	
4 県民理解の促進	62
1) 県民参加の促進	
2) 広報事業	
第5章 評価等のまとめ	69

第1章 検証にあたって

1 検証の目的

広島県では、すべての県民に享受される森林の公益的機能の重要性を鑑み、今後ともこれらの機能が継続的に維持・発揮され、健全な状態で次の時代へ引き継ぐために「ひろしまの森づくり県民税」(以下、「森づくり県民税」という。)制度を平成19年度に創設し、これを財源として県民全体で森林を守り・育てる「ひろしまの森づくり事業」(以下、「森づくり事業」という。)に取り組んでいます。

特別に税をいただいていることから、実施期間を一期5年間に区切り、事業実施の効果を検証するとともに、森林を取り巻く情勢や国の施策などの状況を踏まえ、制度のあり方について見直しを行うこととしており、これまで第1期及び第2期について検証を行ってきたところです。

今回は、第3期(平成29年度～令和3年度)の事業実施による効果について評価を行うとともに、広島県の森林を取り巻く現状等を踏まえた課題を整理し、今後の制度のあり方や方向性等について検討します。

2 対象とする事業及び期間

- ・平成29年度から令和2年度までに実施した森づくり事業の全て
- ・令和3年度事業は、見込み値が判明している事業以外は評価対象から除外

3 検証方法

第3期計画(推進方針)で策定した森づくり事業の施策体系の区分ごとに「評価の視点」及び「評価項目」を設定したうえで、事業実施データの集計及び分析、市町や林業関係団体からの聞き取り調査及び県民アンケート調査により評価し、成果と課題を抽出しました。

第3期ひろしまの森づくり事業 施策体系4区分と取組の概要

- 整備の必要性が高い森林の再生
 - 人工林対策では県民生活に影響が大きくなる箇所を集中的に実施
 - 里山林対策では地域課題を解決するための取組を支援
- 森林資源の利用促進
 - 県産材の利用促進により林業経営を通じた森林の管理を拡大
- 新たな森の守り手の育成
 - 森林を活用しながら森林整備を行う者を新たに育成することで手入れ不足森林を解消
- 県民理解の促進
 - 事業内容や施策効果について県民理解を得るための広報実施
 - 住民団体等による森林保全活動への支援促進

【 ひろしまの森づくり事業の施策体系 】

目指す姿	施策展開の方向性	第1期	第2期	第3期			
		区分			具体的な取組内容		
森林の持つ公益的機能を持続的に発揮	県民全体で守り・育て・次代へつなげる森づくり活動	森林機能の維持・発揮	《人工林対策》 ◆環境に貢献する森林の再生	森林機能の維持発揮 《人工林対策》 ◆手入れ不足の人工林の再生 《里山林対策等》 ◆放置等された里山林の整備 ◆森林病虫害の防除	整備の必要性が高い森林の再生 《人工林対策》 ◆手入れ不足の人工林の再生 《里山林対策等》 ◆放置等された里山林の整備 ◆地域における防災・減災を目的とした整備や自主的な管理を支援 ◆住民団体等が主体に行う計画に基づいた森林整備活動を支援 ◆森林病虫害被害対策	《人工林対策》 ○手入れ不足の人工林のうち県民生活に影響が大きくなる森林を集中的に整備 《里山林対策等》 ○里山の地域課題を解決するための森林整備 ○地域による防災に特化した整備を支援 ○地域住民による地域資源森林の活用及び保全を支援 ○松くい虫やナラ枯れなどのまん延の防止	
			《里山林対策等》 ◆放置等された里山林の整備 ◆県民参加の森づくり活動 ◆県産間伐材利用拡大対策 ◆都市環境緑化対策	県民参加による多様な森づくりの推進 《里山林対策等》 ◆住民団体やボランティア団体等への活動支援 ◆森林・林業体験学習、体験活動等の機会創出 ◆放置等された里山林の整備	新たな森の守り手の育成 ◆小規模林業経営等への支援 ◆自立した森林保全活動団体への支援	○大規模な集約型林業によらない小規模林業経営を支援 ○自立した住民団体による森林保全活動を支援	
			資源利用	森林資源の利用促進 《人工林対策, 里山林対策等》 ◆県産材の利用促進	森林資源の利用促進 ◆住宅分野への県産材利用拡大 ◆木質バイオマス等の利用拡大	○個人住宅建築に用いる木材のうち県産材の利用量に応じて木材購入経費を支援 ○継続的な利用につながる木材利用への支援	
			県民参加・県民理解	《県民意識醸成対策》 ◆情報発信・普及啓発	県民理解の促進 《県民意識の醸成》 ◆森づくり活動団体への協力・支援 ◆情報発信・啓発活動・戦略的広報活動	県民理解の促進 ◆森林保全活動や森林・林業体験活動を行う団体への支援 ◆事業内容や制度の情報発信, 戦略的広報活動, 市町との連携広報	○住民団体等が企画・立案する森林保全活動や森林・林業体験活動への支援 ○事業の内容や税の用途の広報発信, 広報効果を確認・検証した広報の促進, 市町広報誌を活用した広報

【 検 証 内 容 】

第3期推進方針				検証内容		
目指す姿	区分	具体的な取組内容	目標値	評価の視点	評価項目	
(県民のだけれどもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現)	整備の必要性が高い森林の再生	<<人工林対策>> ・手入れ不足の人工林の間伐 ・風害被害木の処理 ・森林作業道の開設、補修	<<人工林対策>> 【成果目標】 手入れ不足の人工林の解消面積 11,000ha(R3) 【事業目標】 県民生活に影響が大きい箇所の間伐 5,700ha(H29～R3)	<<人工林対策>> 依然4.2万ha存在している手入れ不足の人工林の解消に寄与したか	手入れの不足している人工林の面積	
				<<人工林対策>> 事業実施により公益的機能の増加が図れたか	公益的機能の費用対効果	
			<<里山林対策>> ・景観、防災、鳥獣などの課題に沿った整備 ・里山防災林(特認) ・地域資源保全活用(特認) ・森林病害虫被害の対策 ・H30災害応急対応	<<里山林対策>> 【成果目標】 地域資源保全活用事業実施箇所数 50箇所(H24～R3累計)	<<里山林対策>> 地域の実情に応じた地域課題の解消に寄与したか	具体的な地域課題の明確化と解消
			<<全般>> ・事業推進費の活用		<<里山林対策>> 地域資源の活用を通じた地域全体での計画的な整備ができたか	地域資源保全活用事業の実施箇所数
					<<全般>> 事業推進費が境界明確化等に有効活用され事業が推進されたか	事業推進費の活用実績
	森林資源の利用促進	<<県産材消費拡大支援>> ・木造構造物における県産材の利用拡大	【成果目標】 住宅分野への県産材利用 72,600m3(H29～R1累計)	<<県産材消費拡大支援>> 県産材利用量の増加に寄与したか	住宅分野への県産材利用量	
				<<県産材消費拡大支援>> 県産材の需要拡大が森林管理につながったか	間伐相当による森林管理面積	
	新たな森の守り手の育成	<<森の守り手育成支援>> ・森林整備を自主的、継続的に行う小規模林業経営者や住民団体等への支援	【成果目標】 小規模林業経営者を行う者数 30名(R3) 自立した森林保全活動団体数 46団体(R3)	<<森の守り手育成支援>> 小規模林業経営者を行う者の課題解決に寄与したか	小規模林業経営者数	
				<<森の守り手育成支援>> 自立して活動を行う森林保全活動団体の課題解決に寄与したか	自立して活動を行う森林保全活動団体数	
	県民理解の促進	<<県民参加・県民理解>> ・住民団体等による里山林保全活動への支援 ・森林・林業体験活動への支援 ・木育活動への支援	【成果目標】 森林ボランティア活動の延べ人数 (森づくり事業以外を含む) 80,000人(R3)	<<県民参加・県民理解>> 森づくりへの理解や森林ボランティア活動を増加できたか	森林ボランティア活動人数	
				<<県民参加・県民理解>> 森林・林業体験活動や木育活動の推進に寄与したか	森林・林業体験活動等の取組実績	
				<<普及啓発>> 県民が税の存在を知り得る広報ができたか	森づくり県民税の認知度	
	<<普及啓発>> 市町と連携した森づくり事業の成果や活動実績の広報ができたか	市町と連携した広報等の実績				

4 評価のための実態把握

次の1)～3)により取組の成果などの実態把握を行い、評価材料としています。

1) 平成29年度から令和2年度までの事業実績データ集計の分析

2) 令和3年度に実施したひろしまの森づくり県民アンケートの回答の分析

区 分	内 容
調査地域	広島県全域
調査標本数及び回収数(率)	<p>■標本数：2,000 一般県民：1,000, 一般法人：300, 森林所有者等：677, 市町：23</p> <p>■回収数：1,158 (57.9%) 一般県民：455 (46%), 一般法人：114 (40%) 森林所有者等：566 (84%), 市町：23 (100%)</p>
調査期間	令和3年6月～8月
設問内容	<p>○広島県内の森林に期待する働き(機能)</p> <p>○森づくり県民税の認知度, 使いみちの認知度</p> <p>○森づくり県民税を継続することの賛否</p> <p>○森づくり県民税の負担額, 期間</p> <p>○森づくり県民税の使いみちで今後力を入れていくべきこと など</p>

3) 市町及び林業関係団体からの聞き取り調査の分析

区 分	内 容
調査対象及び調査方法	<p>■市町, 森林組合 : 担当者会議, ヒアリング等</p> <p>■小規模林業経営者, 森林保全活動団体 : 現地調査, ワークショップ開催, ヒアリング等</p>
調査期間	令和元年11月～令和3年8月
調査内容	<p>■市町</p> <p>○市町の森林管理の方向性, 方針</p> <p>○これまでの森づくり事業の課題</p> <p>○市町に届いた県民からの要望 など</p> <p>■森林組合</p> <p>○組合が管理する森林の状況</p> <p>○森林所有者の動向</p> <p>○これまでの森づくり事業の課題 など</p> <p>■小規模に林業を行う者, 森林保全活動団体</p> <p>○森林保全活動の意義や役割, 今後の展望</p> <p>○活動している地域の森林の状況</p> <p>○森づくり事業への要望や制度の課題 など</p>

第2章 ひろしまの森づくり県民税の概要

1 課税の方法

森づくり県民税は、県土の保全や水源かん養等の生活環境の形成など、すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性を鑑み、県民の理解と協力のもとで、森林を県民全体で守り・育てる施策の財源に充てることを目的として平成19年度に創設されました。なお、森づくり県民税の仕組みや税率等については、制度創設以降、変更していません。

【 森づくり県民税の概要 】

項目	内 容																		
目 的	県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民や企業の皆様に広く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進する																		
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式																		
納める人	個人	<ul style="list-style-type: none"> ■毎年1月1日現在で県内に住所がある人 ■県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人 【非課税対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による生活扶助受給者 ・障害者、未成年者、寡婦（夫）で前年の合計所得金額が125万円以下の者 ※R3.1.1～：障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者 ・前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の者 																	
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ■毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所などを持っている法人 ■県内に事務所などを持っている法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの 																	
納める額 (税率)	個人	■年額 500円（現行の均等割額1,500円に500円を加算）																	
	法人	■年額 現行の均等割額の5%相当額 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>ひろしまの森づくり県民税</th> <th>現行均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 40,000円</td> <td>年額 800,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 27,000円</td> <td>年額 540,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 6,500円</td> <td>年額 130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 2,500円</td> <td>年額 50,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 1,000円</td> <td>年額 20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	ひろしまの森づくり県民税	現行均等割額	50億円超	年額 40,000円	年額 800,000円	10億円超～50億円以下	年額 27,000円	年額 540,000円	1億円超～10億円以下	年額 6,500円	年額 130,000円	1千万円超～1億円以下	年額 2,500円	年額 50,000円	1千万円以下	年額 1,000円
資本金等の額	ひろしまの森づくり県民税	現行均等割額																	
50億円超	年額 40,000円	年額 800,000円																	
10億円超～50億円以下	年額 27,000円	年額 540,000円																	
1億円超～10億円以下	年額 6,500円	年額 130,000円																	
1千万円超～1億円以下	年額 2,500円	年額 50,000円																	
1千万円以下	年額 1,000円	年額 20,000円																	
課税の期間	個人	■平成19年度分～令和3年度分																	
	法人	■平成19年4月1日～令和4年3月31日の間に開始する各事業年度分																	

2 税収額等の推移

森づくり県民税は、約140万人の県民（個人）と約7万の法人から、毎年8億5千万円超の税収をいただいているところです。

【 第3期森づくり県民税の収入状況 】

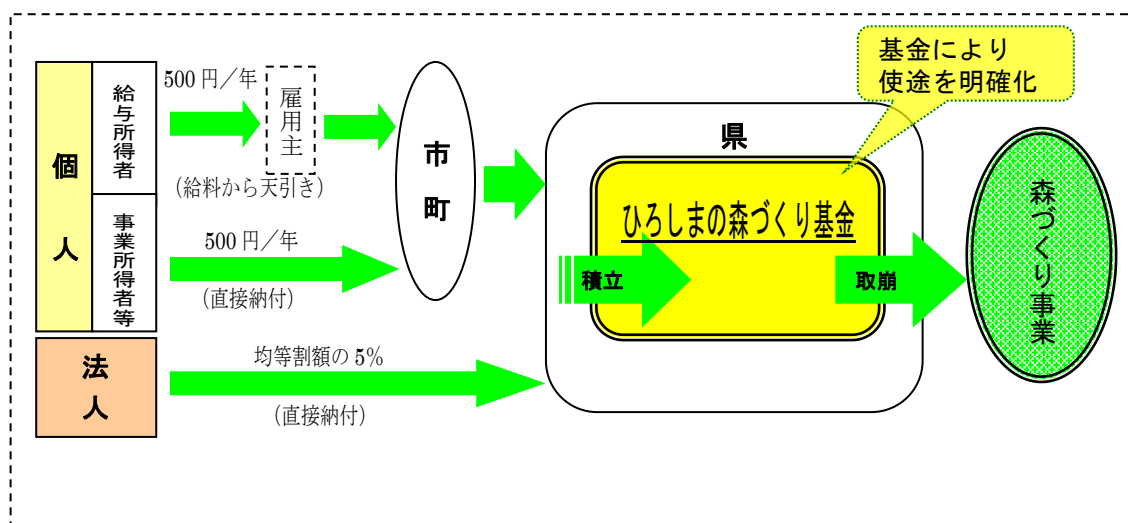
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (見込額)
森づくり税収入確定額(千円)	857,075	866,226	877,875	879,821	889,756
うち個人	676,271	684,176	694,386	699,239	
うち法人	180,804	182,050	183,489	180,582	
納税義務者数(人)					
個人	1,385,035	1,393,610	1,416,081	1,427,287	
法人	70,021	70,387	70,860	71,328	
区分	第3期計(見込)				
期中合計(千円)	4,370,753				

(注) 令和3年度は令和3年10月現在の見込額

3 運営管理等

森づくり県民税は、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るための施策に要する経費に充てる財源であり、当該税収及びその用途については、既存の施策予算と明確に区分するとともに、その収入を明らかにする観点から、毎年度、『ひろしまの森づくり基金』へ税収相当額の積立及び運用を行い、基金から必要となる額を取り崩して事業に充てることで管理を行っています。

【 納税と運用管理の流れ 】



【 基金積立及び取崩の状況 】

(単位:円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (見込)
森づくり税収入確定額	856,489,000	857,075,000	866,226,000	877,875,000	879,821,000	
基金積立額						
森づくり税収入見込額	846,000,000	857,870,000	864,389,000	866,985,000	869,203,000	889,756,000
前年度積立金精算額	8,185,000	10,489,000	▲795,000	1,837,000	10,890,000	10,618,000
基金運用益	31,363	11,472	9,657	16,658	21,094	40,000
その他	0	0	0	0	0	0
積立額合計	854,216,363	868,370,472	863,603,657	868,838,658	880,114,094	900,414,000
基金取崩額	815,002,928	756,718,143	826,559,356	844,706,992	895,524,612	1,028,613,000
基金期末残高	96,573,764	208,226,093	245,270,394	269,402,060	253,991,542	125,792,542

(注1) 平成28年度～令和2年度は決算額、令和3年度は令和3年10月現在の見込額

(注2) 「前年度積立金精算額」とは、該当年度の前年度における税収確定額と税収見込み額の差であり、平成29年度は、税収見込額よりも税収確定額が少ないことから、平成30年度積立金精算額はマイナスになっている

基金残高増加への対応について

第3期では、整備の必要性が高い森林を再生することを主体として事業を進めており、人工林については、人家や公共施設に近く急傾斜で災害の危険度が高いとみなされる箇所を集中的に整備し、里山林については、地域の実情に応じ防災対策や鳥獣被害などの地域課題を解決するために整備を行いました。

事業を進める財源は、基金から必要な額を年度ごとに取り崩していますが、第2期に比べ、基金残高は増加傾向にあり、その主な原因は次のとおりと分析しています。

- 平成29年度は、第3期の開始年度であったため、制度変更への対応に遅れが生じて事業地の確保ができなかった
- 平成30年度以降は、豪雨災害により林地崩壊や作業道が被災し、事業実施ができない箇所が生じた
- 第1期から進めてきた手入れ不足の人工林の間伐において、境界の特定及び森林所有者の同意取得に時間を要したために事業量が計画を下回った

こうした中、事業量の達成に向け、市町との連携による事業箇所の掘り起しを進めたほか、境界明確化補助メニューの活用促進による事業同意の取得や、被災した作業道補修の早期完了に取り組むことで災害の危険度の高い森林の整備を進め、税収に見合った事業展開となるよう努めています。

第3章 事業の実施状況（平成29年度～令和2年度）

1 事業内容及び予算

1) 施策体系における実施状況

第3期では施策体系を「整備の必要性が高い森林の再生」、「森林資源の利用促進」、「新たな森の守り手の育成」及び「県民理解の促進」の4つに区分して事業を展開しました。

平成29年から令和2年度の4年間で、手入れ不足の人工林の間伐を2,703ha、地域課題のある里山林の整備を689ha実施したほか、住宅分野での県産材使用の促進や、新たな森の守り手となる団体等への育成支援などを実施しました。

第3期計画		実績額 (百万円)	主な実績（活動指標）	
目指す姿	区分			
森林の持つ公益的機能を持続的に発揮 （県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを 享受できる森林環境の実現）	整備の必要性が高い森林の再生	人工林対策	1,159	○間伐等により人工林を健全化した面積 2,703ha ○間伐に必要な作業道の開設・補修延長 33,201m
		里山林対策	1,337	○地域資源保全活用プランに基づいた住民 団体による森林整備地区 43地区 ○地域課題の解決に向けた里山林の整備面積 689ha ○土砂災害のおそれがある区域を対象とした 防災・減災のための森林整備地区 12地区 ○松くい虫等の被害拡大を防止した面積 67ha
	森林資源の利用促進		364	○住宅分野における県産材の利用材積 83,392m ³
	新たな森の守り手の育成		50	○地域森林の守り手となる団体等への支援数 14件
	県民理解の促進		228	○住民参加型による森林保全活動件数 211件（参加者数22,809人） ○森林・林業体験活動の開催回数 227回（参加者数97,540人）
			78	○税の趣旨や事業成果の周知を図る広報
		3,217		

(注1) 交付金事業の事業推進費の一部、及び市町基金造成費は含まれていない

(注2) 数値は小数点以下四捨五入しているため、数値が一致していない場合がある

(注3) 県事務費等は含まれていない

2) 事業の内容

人工林対策や病害虫対策、県産材消費拡大支援については、県があらかじめ使途を定めて交付する補助金事業として実施し、里山林対策については、市町が地域の実情を踏まえ創意工夫を図りながら行うために交付金事業として実施しました。

また、地域住民団体による自主的・継続的な森林保全活動を行う地域資源保全活用事業や、市町域を超える広域の取組などについては特認事業として実施しました。

事業名		交付先 (実施主体)	事業内容	実施方法
補助金事業	環境 貢献 献林 整備 事業	人工林健全化	手入れが十分されず放置され、緊急に整備が必要な人工林(過去15年間に森林整備が行われていない人工林等)について、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、環境貢献林整備として、間伐による人工林健全化や針広混交林への誘導等を実施	定額補助 (間伐 ↓ 個人負担 1万円/ha)
		針広混交林化		
		被害木の処理		
森林作業道の整備				
簡易な木製構造物の設置				
事業推進費	市町 (森林所有者等)	市町や地域住民等が手入れ不足の人工林を解消するために行う森林整備の働きかけや境界明確化など、上記事業を推進するために要する取組を助成		
県産材消費拡大支援事業	(民間事業体)	木造建築物において県産材の利用拡大を図るため、県産材の購入経費を利用量に応じて助成	定額補助	
森林病害虫被害対策事業	市町	松くい虫やナラ枯れなど森林病害虫のまん延を防止するため、被害木の駆除や薬剤処理等の防除対策を実施	定率補助 県 1/2 市町 1/2	
交付金事業	里山林 整備 事業	景観保全型	手入れ不十分な農山村地域の里山林や都市近郊林等について、景観保全、防災・減災、地域資源の活用等による里山利用、都市部等における生活環境の緑化推進や鳥獣害対策などにより森林の持つ公益的機能の維持発揮を目的とした森林整備を実施	市町に対して交付金を配分 (基本額 + 森林面積 按分)
		地域資源活用型		
		環境緑化・保全型		
		鳥獣被害防止型		
		事業推進費		
	里山保全活用支援事業	市町 (住民団体 NPO等)	里山林等の保全活用に関する住民団体やNPO等の自らの企画・立案、取組を支援	(森林の保全に関する各地域固有の課題に対して、目的に沿った事業メニューの範囲において、市町が自ら選択と集中により対策を講じる。)
	里山活用・保全活動支援事業	市町 (住民団体 NPO等)	森林を活用する取組などを通じ、小規模林業経営者や住民団体、NPO等が、森林整備を自主的、継続的に行うために必要となる取組を支援	
	森林・林業体験活動支援事業	市町 (住民団体 市町等)	森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動や木育活動を支援	
	県産材利用対策事業	市町	木質バイオマス等の利用拡大など、継続的に森林資源を活用しながら森林整備を進めるために必要となる需要拡大に向けた取組など初期投資等に対する支援	
	特認 事業	地域資源 保全活用 事業	地域資源保全活用事業	住民団体等が主体となって里山の保全や活用を目的とした計画(地域資源保全活用プラン)に基づき、継続的に行う森林整備等を支援
里山防災林整備事業			土砂災害警戒区域など土砂災害のおそれがある区域及びその区域上流に位置する森林を対象に、防災・減災を目的に行う森林等の整備や地域における自主的な森林管理を目的とした歩道等の整備を支援	※ただし、特認事業のうち、広域活動に係る取組については、県直接公募、直接交付
その他の特認事業 (里山保全活用支援事業 里山活用・保全活動支援事業 森林・林業体験活動支援事業 県産材利用対策事業)			市町 (市町等)	
事業 実施	広報事業	団体等	特別に税を徴収していること、税徴収の趣旨や使途の明確化、事業の理解促進、森づくり活動に対する関心を高めるための広報を市町と連携して実施	県実施
		—	事業実施に必要な県事務費(旅費、需用費等) 「ひろしまの森づくり県民アンケート」の実施	—

3) 事業内容の推移

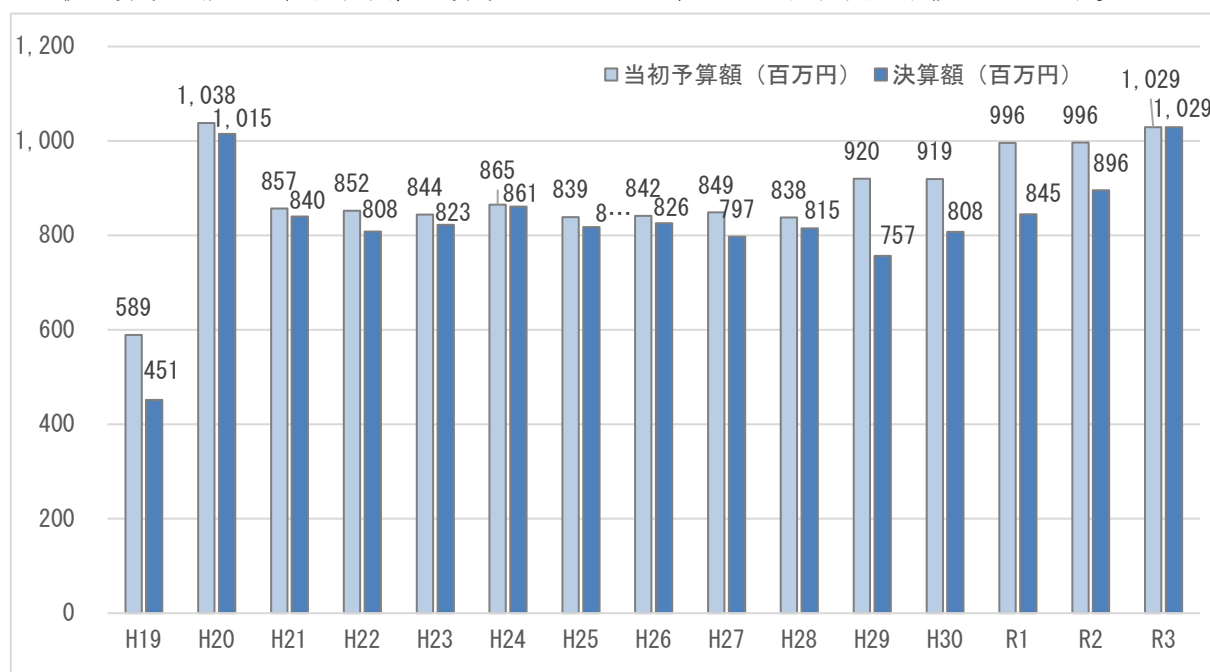
第3期中（平成29年度～令和2年度）に事業内容を変更した点は次のとおりです。

【 第3期における事業内容の変更点 】

変更年度	区分	事業名	変更点
平成29年度	変更	環境貢献林整備事業	○対策を行う箇所(事業対象範囲)を新たに設定し集中的に整備 ○手入れ不足の人工林の解消に向け、地域住民等が境界明確化などの取組が行えるよう、事業推進費の実施主体の対象を変更
	変更	交付金事業(里山林整備)	○解決する地域課題を明確にするため事業区分を再編 ○里山林の整備効果を高めるため、地域ごとに一体的な取組を行うことを基本とするよう変更 ○市町や地域住民が課題解決に向けた取組や境界明確化などを行えるよう、事業推進費の助成内容を変更
	拡充	交付金事業(特認) 里山防災林整備	○8、20土砂災害等を起因として、災害防止のための森林整備を期待する声が多いことから、防災・減災を目的とした森林整備を特認事業に追加
	変更	交付金事業(特認) 地域資源保全活用	○里山林の整備効果を高めるため、地域ごとに一体的な取組を行うことを基本とするよう変更
	変更	交付金事業 (県産材利用対策)	○継続的な利用につながる木材利用など施策効果の高い取組への支援に変更
	新規	交付金事業 (里山活用・保全活用支援)	○森林を活用する取組などを通じ、小規模林業経営者や住民団体、NPO等が、森林整備を自主的、継続的に行うために必要となる取組を支援 ○活動開始時に必要となる初期費用を支援 ○自主的・継続的な活動を行う上で必要となる取組を支援
	拡充	交付金事業 (森林・林業体験活動支援)	○森林・林業の理解促進効果が期待される木育活動を追加
	変更	広報事業 (事業認知度向上)	○広報内容を、特別に税を徴収していることや税の趣旨、用途の明確化や事業の理解促進、森づくり活動に対する関心を高めるためのものに変更
平成30年度	拡充	環境貢献林整備事業	○平成30年7月豪雨災害に係る被災森林における応急復旧(被災木の伐倒整理及び大型土のう等の設置)を追加(2カ年の集中対策)
		交付金事業(里山林整備)	
	拡充	県産材消費拡大支援事業	○対象を住宅建築会社が建築する非住宅を含めた木造建築物の利用拡大に拡充

4) 予算・決算の状況

当初予算額は概ね9億円程度、決算額はおおむね8億5千万円程度で推移しています。



【 第1期～第3期 森づくり事業の当初予算額と決算額の推移 】

【 第3期における当初予算額と最終予算額の推移 】

(単位:千円)

区分	当初予算						合計	最終予算					合計	
	H29	H30	R1	R2	R3	H29		H30	R1	R2	R3(見込)			
予算額	補助金事業	環境貢献林事業	369,800	338,760	378,300	390,000	407,700	1,884,560	288,719	289,770	294,475	323,138	407,700	1,603,802
		県産材消費拡大支援事業	100,000	110,000	111,600	112,500	91,790	525,890	84,000	95,000	98,600	112,500	91,790	481,890
		森林病虫害被害対策事業	27,000	26,800	13,700	3,319	3,319	74,138	25,620	25,120	6,390	3,319	3,319	63,768
	小計	496,800	475,560	503,600	505,819	502,809	2,484,588	398,339	409,890	399,465	438,957	502,809	2,149,460	
	交付金事業	市町交付金事業	300,000	310,000	350,000	347,000	361,000	1,668,000	299,100	310,000	347,300	344,100	361,000	1,661,500
		特認事業	100,000	110,000	120,000	120,000	140,000	590,000	58,045	80,411	98,084	120,000	140,000	496,540
		小計	400,000	420,000	470,000	467,000	501,000	2,258,000	357,145	390,411	445,384	464,100	501,000	2,158,040
	県事業	普及啓発等	20,000	20,000	19,300	19,000	18,000	96,300	20,000	20,000	19,300	19,000	18,000	96,300
		県事務費	3,280	3,779	3,330	4,505	7,203	22,097	3,280	3,779	3,330	4,505	7,203	22,097
		小計	23,280	23,779	22,630	23,505	25,203	118,397	23,280	23,779	22,630	23,505	25,203	118,397
計	920,080	919,339	996,230	996,324	1,029,012	4,860,985	778,764	824,080	867,479	926,562	1,029,012	4,425,897		

【 第3期における最終予算額と決算額の推移 】

(単位:千円)

区分	最終予算					合計	決算					合計		
	H29	H30	R1	R2	R3(見込)		H29	H30	R1	R2	R3(見込)			
予算額	補助金事業	環境貢献林事業	288,719	289,770	294,475	323,138	407,700	1,603,802	288,469	283,823	281,404	305,740	407,700	1,567,136
		県産材消費拡大支援事業	84,000	95,000	98,600	112,500	91,790	481,890	73,871	86,124	92,704	107,909	91,790	452,398
		森林病虫害被害対策事業	25,620	25,120	6,390	3,319	3,319	63,768	25,619	25,026	5,927	2,632	3,319	62,523
	小計	398,339	409,890	399,465	438,957	502,809	2,149,460	387,958	394,974	380,036	416,282	502,809	2,082,057	
	交付金事業	市町交付金事業	299,100	310,000	347,300	344,100	361,000	1,661,500	296,650	309,431	345,079	338,469	361,000	1,650,629
		特認事業	58,045	80,411	98,084	120,000	140,000	496,540	49,486	80,411	97,948	119,958	140,000	487,803
		小計	357,145	390,411	445,384	464,100	501,000	2,158,040	346,136	389,842	443,027	458,427	501,000	2,138,432
	県事業	普及啓発等	20,000	20,000	19,300	19,000	18,000	96,300	20,000	20,000	19,300	19,000	18,000	96,300
		県事務費	3,280	3,779	3,330	4,505	7,203	22,097	2,722	2,828	2,487	2,001	7,203	17,241
		小計	23,280	23,779	22,630	23,505	25,203	118,397	22,722	22,828	21,787	21,001	25,203	113,541
計	778,764	824,080	867,479	926,562	1,029,012	4,425,897	756,817	807,644	844,850	895,709	1,029,012	4,334,030		

(注1)四捨五入の関係で合計は一致しない箇所がある

(注2)交付額の一部について市町で基金造成を行っているため、各年度の交付金交付額と実施額は一致しない

5) 交付金の配分

主に里山林対策を進めるための予算である交付金は、特認事業枠を除き、森林面積や人口に応じて、次の方法により各市町へ配分しました。

- 交付金の配分は、各市町が所管する森林（国有林、県有林等を除く）の面積に応じて算出することを基本とし、森林面積が少ない市町においても一定の事業規模が確保されるように「基本配分額」を設定
- 「基本配分額」は、森づくり県民税（個人）収入の1割程度に相当する基本額に、人口に応じ加算する人口割加算額を加算

$$\boxed{\text{市町交付金額}} = \text{『基本配分額』} + \text{『森林面積に応じた額』} + \text{『特認事業額』}$$

(基本額+人口割加算) (県へ申請・審査)

【 第3期における交付金事業の市町配分実績 】

(単位:千円)

市町名	交付金事業					計	特認事業					計	合計
	H29	H30	R1	R2	R3		H29	H30	R1	R2	R3		
広島市	34,500	36,100	40,200	40,000	41,800	192,600	11,586	16,589	12,812	3,137	1,148	45,272	237,872
呉市	11,300	11,600	10,300	7,020	13,300	53,520	0	0	0	0	0	0	53,520
竹原市	5,600	5,700	6,300	6,200	6,200	30,000	0	0	3,000	0	0	3,000	33,000
三原市	12,550	14,931	15,379	17,400	18,100	78,360	0	0	0	0	0	0	78,360
尾道市	9,200	9,500	10,600	10,700	11,000	51,000	9,000	9,000	9,000	11,600	13,600	52,200	103,200
福山市	15,400	15,900	17,800	15,049	18,300	82,449	7,500	6,450	4,000	0	0	17,950	100,399
府中市	7,900	8,100	9,000	8,900	9,300	43,200	0	0	0	0	3,000	3,000	46,200
三次市	24,900	25,800	29,300	29,200	30,500	139,700	0	0	0	3,500	6,500	10,000	149,700
庄原市	38,100	39,500	45,500	45,000	47,000	215,100	0	0	0	0	0	0	215,100
大竹市	4,700	4,800	5,300	5,200	5,400	25,400	3,000	3,000	3,000	0	0	9,000	34,400
東広島市	19,600	20,300	23,000	22,100	23,000	108,000	5,000	5,000	10,000	4,000	6,000	30,000	138,000
廿日市市	16,900	17,700	19,900	19,700	20,700	94,900	0	0	0	0	0	0	94,900
安芸高田市	18,400	19,000	21,800	21,600	22,500	103,300	0	5,500	2,500	5,000	6,470	19,470	122,770
江田島市	4,500	4,500	4,900	4,900	5,000	23,800	0	4,429	0	0	0	4,429	28,229
府中町	2,600	2,600	2,800	2,800	2,900	13,700	0	0	0	0	0	0	13,700
海田町	2,400	2,400	2,600	2,600	2,700	12,700	0	0	0	0	0	0	12,700
熊野町	3,100	3,100	3,300	3,300	3,500	16,300	0	0	7,000	14,560	4,300	25,860	42,160
坂町	2,400	2,400	2,600	2,600	2,700	12,700	0	0	0	0	0	0	12,700
安芸太田町	12,500	13,800	15,700	15,600	16,200	73,800	0	0	0	0	0	0	73,800
北広島町	23,100	23,900	27,400	27,300	28,500	130,200	0	4,400	6,150	32,072	17,050	59,672	189,872
大崎上島町	2,800	2,800	3,000	3,000	3,000	14,600	3,000	0	0	0	0	3,000	17,600
世羅町	10,300	10,700	12,100	12,100	12,600	57,800	6,500	16,000	19,372	24,000	51,107	116,979	174,779
神石高原町	13,900	14,300	16,300	16,200	16,800	77,500	0	0	10,120	2,480	2,470	15,070	92,570
合計	296,650	309,431	345,079	338,469	361,000	1,650,629	45,586	70,368	86,954	100,349	111,645	414,902	2,065,531

(注1) 令和3年度は見込額

(注2) 交付額の一部について市町で基金造成を行っているため、各年度の交付金交付額と実施額は一致しない

(注3) 特認事業について、広域事業者への交付金は含まれていないため、P11「第3期における最終予算額と決算額の推移」とは一致しない

1) 人工林対策

手入れ不足の人工林については、県民生活への影響が大きい森林を対象に、公益的機能が持続的に発揮されるよう間伐を行い、下草の生える健全な状態へ森林を再生することで、公益的機能の維持・回復を図りました。

(1) 環境貢献林整備事業 **実施額 1,159,437千円**

人家や公道などの保全対象からの距離が近く、傾斜が急な森林は、林床植生の衰退や土壌流出などによる荒廃が進んだ場合、土砂災害が発生する等により県民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、このような箇所に位置する手入れ不足の人工林に対し、集中的に間伐を行いました。

■間伐により人工林を健全化した面積 (H29～R2) **2,703ha**

また、整備が必要な人工林のうち、山の持ち主(森林所有者)や所有する山林の境界が分からない、整備するために山に入る道がない等により、整備に着手できない箇所が増加しています。

そのため、事業地のとりまとめや所有者の特定、境界の明確化に必要な経費に充当できる事業推進費を活用するとともに、間伐作業を進めるために必要な森林作業道(以下、「作業道」)の開設など(付帯作業)を行い、整備に着手できる条件を整えました。

■事業推進費による森林調査を行った人工林の面積 (H29～R2) **1,947ha****■間伐に必要な作業道の開設 (H29～R2)** **13,232m**

さらに、県北部を中心に発生している森林の風雪被害について、被災箇所を放置した場合、将来にわたり適切な作業が出来なくなり森林の荒廃が進行することから、被災木の伐採除去整理を実施しました。

このほか、平成30年7月豪雨では県内の広範囲で作業道が被災したことに対し、継続して山の手入れができるよう、作業道の補修を進めました。

■台風や雪害による被害木を処理した面積 (H29～R2) **11.65ha****■間伐に必要な作業道の補修 (H29～R2)** **19,969m**

【 人工林対策（環境貢献林整備事業）の実績（平成29年度～令和2年度） 】

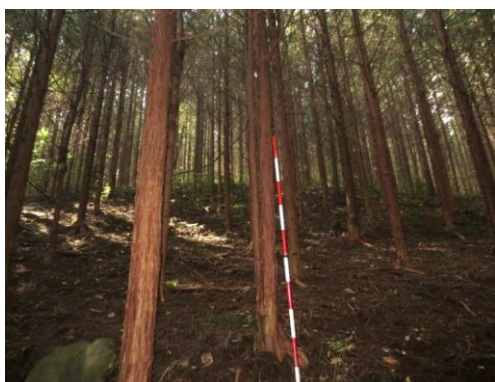
区分	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合計
実績額(千円)	288,469	283,823	281,404	305,740	1,159,436
実施面積(ha)	755.37	694.28	616.70	636.50	2,702.85
人工林健全化	750.84	691.32	613.99	634.90	2,691.05
針広混交林化	0.15				0.15
被害木の処理	4.38	2.96	2.71	1.60	11.65
作業道の開設(m)	2,056	1,518	4,963	4,695	13,232
作業道の補修(m)	5,675	6,925	2,815	4,554	19,969
木製構造物設置(m)		14	12		26
事業推進費(ha)	492	566	404	485	1,947

(注1)事業実績額は補助金ベース

(注2)事業推進費の面積は事業地のとりまとめや所有者の特定、境界明確化に取り組んだ面積

【 人工林対策（環境貢献林整備事業）実施箇所の状況 】

○人工林健全化（間伐）（世羅町）



○作業道補修（庄原市）



2) 里山林対策

里山林については、地域の実情に応じ、地域課題（景観悪化、防災対策、鳥獣被害等）を解決するための活動や、新たな資源利用等里山林を活用した取組に対し支援を行いました。

(1) 里山林整備事業

実施額 992,057 千円

手入れ不十分な農山村地域の里山林や都市近郊林等について、森林の持つ公益的機能の維持発揮を目的として、次の事業区分（型）を設けて地域が取り組む活動を支援しました。

- 景観保全型：里山林の手入れ不足や竹林化により、景観の悪化が生じている地域において、森林からもたらされる景観を地域全体で向上させるための活動を支援
- 防災・減災型：災害の危険性のある里山林において、地域住民が一体となった防災・減災のための森林整備等を支援
- 地域資源活用型：地域の資源である森林の風景やランドマーク、森林とふれあう場所を再生し地域の価値を高めるため、地域住民が一体となって行う活動を支援
- 環境緑化・保全型：公共緑化や生活環境の緑化推進など、緑とのふれあいの機会の増進や生活環境の維持等を図るために行う活動を支援
- 鳥獣被害防止型：地域全体で鳥獣等の隠れ場所をなくすために行う森林整備を支援

■地域課題の解決に向けた里山林の整備面積（H29～R2）

688.90ha

【 里山林整備事業実施箇所の状況 】

○景観保全型（北広島町）



○鳥獣被害防止型（尾道市）



事業全体では、実績額（市町交付額）は年々増加した一方、実施面積と実施件数は平成30年7月豪雨災害を受けて減少し、その後は低位で推移しました。実施市町数は事業区分により異なりますが、事業全体でみると、23市町すべてで実施されました。

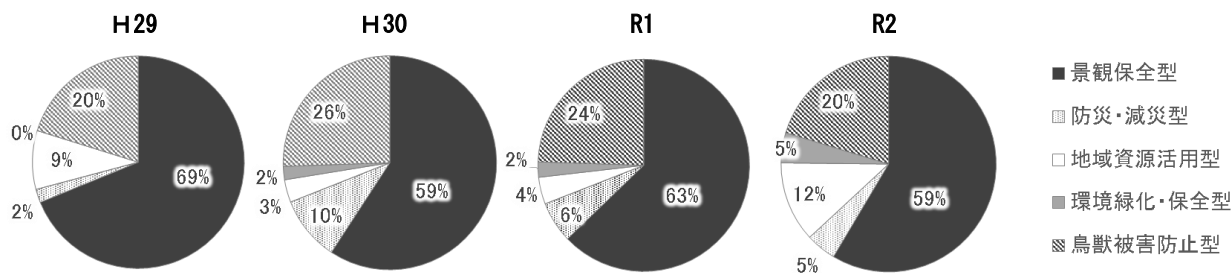
【 里山林整備事業の実績（平成29年度～令和2年度） 】

区分		H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合計	実施市町
景観保全型	市町交付額(千円)	158,641	140,429	161,563	156,478	617,111	21
	実施面積(ha)	139.43	113.38	108.61	112.96	474.38	
	実施件数(件)	236	158	172	180	746	
防災・減災型	市町交付額(千円)	4,688	23,233	16,137	12,174	56,232	9
	実施面積(ha)	5.3	8.17	6.59	5.47	25.53	
	実施件数(件)	17	38	24	30	109	
地域資源活用型	市町交付額(千円)	20,601	8,125	10,595	32,223	71,544	7
	実施面積(ha)	7.38	4.52	9.32	22.3	43.52	
	実施件数(件)	16	5	9	24	54	
環境緑化・保全型	市町交付額(千円)	0	4,803	5,990	12,085	22,878	2
	実施面積(ha)	0	2.78	3.06	5.2	11.04	
	実施件数(件)	0	3	5	3	11	
鳥獣被害防止型	市町交付額(千円)	46,546	60,540	62,950	54,255	224,292	15
	実施面積(ha)	34.34	39.51	37.20	23.38	134.43	
	実施件数(件)	72	90	104	79	345	
各年度計	市町交付額(千円)	230,477	237,130	257,235	267,215	992,057	23
	実施面積(ha)	186.45	168.36	164.78	169.31	688.90	
	実施件数(件)	341	294	314	316	1,265	

(注1)数値は四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある

(注2)実施市町数は、第3期中に1回でも実施した実績のある市町数

年度ごと事業区分（型）別の実績額では、景観保全型は全体の6割程度で最も多く、次いで鳥獣被害防止型が2割程度で推移しました。地域資源活用型は平成30年度に減少しましたが、その後は徐々に増加し、令和2年度は全体の1割強となりました。防災・減災型と環境緑化・保全型は期中を通して1割以下で推移しました。



【 年度別の事業区分（型）別 市町交付金額の割合 】

(2) 里山防災林整備事業（特認事業）

実施額 40,756 千円

土砂災害警戒区域など土砂災害のおそれがある区域、及び、その区域上流に位置する森林を対象として、地域における自主的な森林管理を行うため、防災・減災を目的とした森林整備等を行うとともに、地域住民が自ら森林の状況や災害の危険性を把握するための仕組みづくりを支援しました。

■土砂災害のおそれがある区域を対象とした防災・減災のための森林整備地区（H29～R2） 12 地区

事業を実施した地域では、土砂災害のおそれがある区域において、林内の下層植生の回復や樹木の健全な成長を促すための里山林整備や、土砂流亡を防ぐための丸太柵の設置を行い、防災・減災の機能を向上させました。また、地域住民が森林の状況を把握できるよう、森林を巡視するための道を整備しました。

【 里山防災林整備事業実施箇所の状況（広島市） 】



【整備後の状況】



【土砂流亡防止用の丸太柵の設置】



【林内巡視路の設置】

【 里山防災林整備事業（特認事業）の実績（平成 29 年度～令和 2 年度） 】

区分	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合計	実施市町
事業実績額(千円)	11,586	15,444	11,615	2,111	40,756	1
実施地区数	1	1	7	3	12	

(注)事業実績額は交付金ベース

(3) 地域資源保全活用事業（特認事業）

実施額 245,204 千円

住民団体等が主体となって里山の保全や活用を目的とした計画（地域資源保全活用プラン）に基づき、継続的に行う次の事業を支援しました。

- 森林機能の増進，景観や野生生物の生息環境の保全及び森林の利用促進等を目的とした森林整備等
- 住民団体，企業等による森林保全活動
- 森林・林業への理解と森づくりへの参加を促進するための森林・林業体験活動
- 森林の利用促進を目的とした施設の整備

この事業を通じ，各地域において，地域住民等が，地域資源森林の存在と荒廃した里山が持つ課題を共有して，課題を解決するための整備計画を自ら作成し整備等を行いました。

■地域資源保全活用プランに基づき住民団体による森林整備地区（H29～R2）

43 地区



【 地域住民が整備活動に参加 】

【 地域資源保全活用事業（特認事業）の実績（平成 29 年度～令和 2 年度） 】

区分	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合計	実施市町
事業実績額(千円)	31,000	45,850	71,142	97,212	245,204	10
実施地区数	6	9	13	15	43	

(注)事業実績額は交付金ベース

(4) 森林病害虫被害対策事業

実施額 59,447 千円

松くい虫被害やナラ枯れ被害の原因となる森林病害虫のまん延を防止するため、被害木の伐倒や薬剤処理による駆除対策を実施しました。

■松くい虫等の被害拡大を防止した面積 (H29～R2)

66.5ha

【 森林病害虫防除対策の実績 (平成 29 年度～令和 2 年度) 】

区分	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合計
事業実績額(千円)	25,619	25,026	6,170	2,632	59,447
松くい虫防除(地上散布)(ha)	25.57	15.97	12.50	12.50	66.54
松くい虫防除(伐倒駆除)(m3)	1,786	1,790	360	110	4,046
カシノナガキクイムシ防除(穴)	22,662	25,264	20,316	11,950	80,192



3 森林資源の利用促進

364百万円

住宅分野への県産材利用など、県産材の需要拡大による森林資源の利用促進等により、森林経営を通じた森林の管理を行い、公益的機能の維持・発揮を図りました。

1) 県産材消費拡大支援

(1) 県産材消費拡大支援事業

実施額 360,308千円

住宅分野における県産材利用を通じて、林業活動の活性化による森林資源（木材）の循環利用を促進させるため、住宅建築会社が県産材を採用した標準仕様を設定し、製材工場と協定を締結して、県産材を利用した住宅を建築する取組に対し支援を行ってきました。平成30年度からは、補助対象を住宅だけでなく非住宅も含めた木造建築物全体へ拡大して助成を行いました。

■住宅分野における県産材の利用材積（H29～R2）

83,392m³

【 県産材消費拡大支援事業等の実績（平成29年度～令和2年度） 】

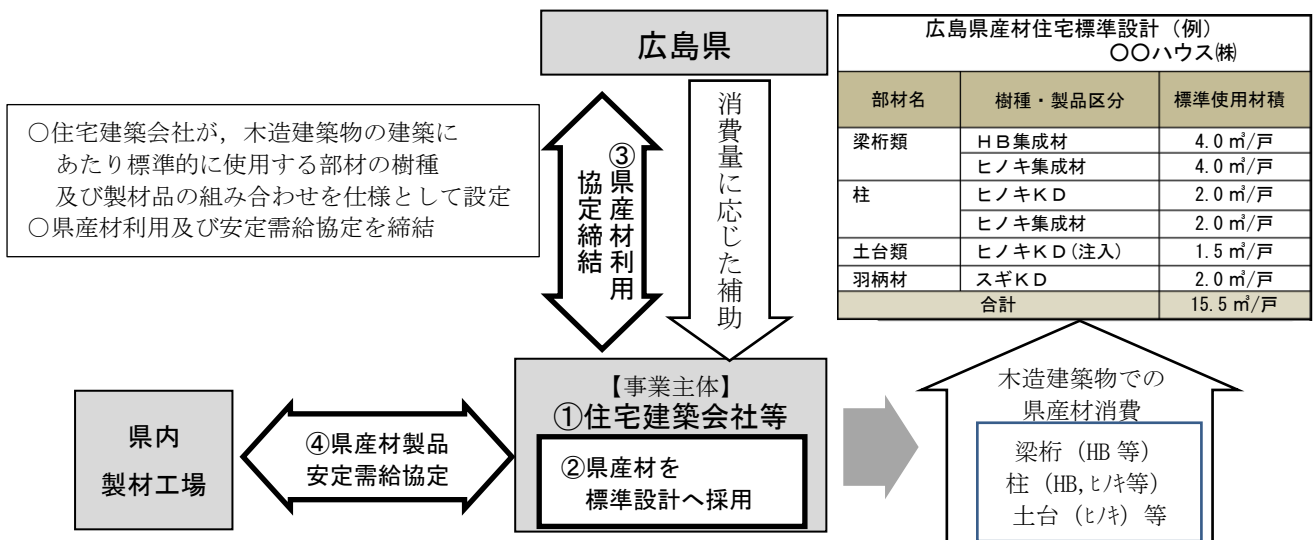
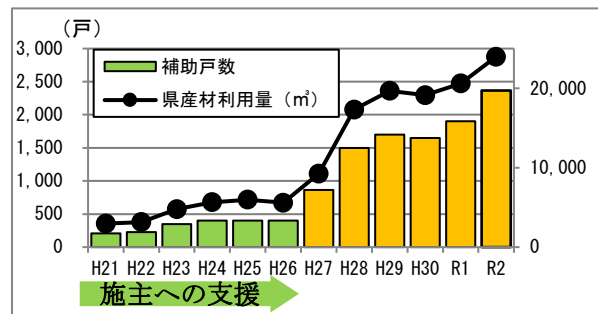
区分	H29	H30	R1	(H29～R1) 合計	R2	(H29～R2) 合計
事業実績額(千円)	73,871	86,124	92,704	252,699	107,909	360,608
県産材住宅助成戸数(戸)	1,700	1,655	1,902	5,257	2,366	7,623
県産材利用量(製品ベース)(m ³)	19,672	19,139	20,601	59,412	23,980	83,392
県産材利用量(原木ベース)(m ³)	46,071	44,821	48,246	139,138	56,159	195,297

【住宅における県産材利用に対する支援】



建設中の県産材住宅（広島市）

【県産材住宅支援事業の利用量実績の推移】



【県産材消費拡大支援事業のスキーム】

(2) 県産材利用対策事業（交付金事業）

実施額 3,694 千円

木質バイオマス等のエネルギー利用拡大など，継続的に森林資源を活用しながら森林整備を進めるために必要となる，需要拡大に向けた取組の初期投資等に対し支援を行いました。

【 県産材利用対策事業（交付金事業）の実績（平成 29 年度～令和 2 年度） 】

区分	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合計
事業実績額(千円)	1,912		1,782		3,694
実施内容	薪ストーブ 設置(2台)	-	薪ストーブ 設置(1台)	-	

(注)事業実績額は交付金ベース



【設置した薪ストーブ（広島市）】

4 新たな森の守り手の育成

49百万円

小規模林業経営や自主的に活動する森林保全活動など、森林を活用しながら森林整備を行う者を新たに育成し、大規模な集約型林業によらない森林保全活動を推進することで、手入れ不足の森林の解消を図りました。

1) 新たな森の守り手の育成支援

(1) 里山活用・保全活動支援事業 実施額 49,900千円

森林を活用する取組などを通じ、小規模林業経営者や住民団体、NPO等が、森林整備を自主的、継続的に行うために必要となる取組に対して支援を行いました。

■地域森林の守り手となる団体等への支援数 (H29~R2) 14件

【 里山活用・保全活動支援事業の実績 (平成29年度~令和2年度) 】

区分	H29	H30	R1	R2	(H29~R2) 合計
事業実績額 (千円)	800	17,178	18,805	13,117	49,900
支援団体数	2	4	4	4	14
市町等	1	2	2	2	7
森林ボランティア団体	1	2	2	2	7

(注) 事業実績額は交付金ベース

【事例】新たな森の守り手の育成

【事例1】「自伐林業」を目指す移住者への支援（広島市）



○自ら森林を管理して林業経営を行う「自伐林業」を実践しながら、他の仕事でも収入を得る「半林半X」という新たなライフスタイルを目指す、中山間地域への移住者を対象に、林業研修や林業作業の実践支援を行いました。

【事例2】林地残材の木質バイオマス利活用（広島市湯来町）



○地域住民や森林所有者等が、間伐後に放置された未利用材を森林から搬出し、木質バイオマスとして有効活用するとともに林業収入を確保するため、薪の加工施設及び薪ボイラー施設の整備に対して補助しました。

【事例3】地域住民による里山の活用を図りながらの森林整備（廿日市市）



○地域住民が里山林の保全を目的とした団体を設立し、長年放置された里山林を整備して森林公益的機能の回復を図りながら、林産物を生産する等森林を活用した取組を行うことに対して支援しました。

森づくり活動に参加していただくことで、森づくり活動に対する理解や関心を高め、県民参加の森づくりを推進しました。

また、県民に対し、特別に税を徴収していることを伝えるとともに、事業内容や施策効果を的確に伝えることで、使途の明確化や事業の理解促進に向けた広報を実施し、県民の理解を得ながら事業を実施しました。

1) 県民参加の促進

(1) 森林保全活動に対する支援（里山保全活用支援事業） 実施額 76,338千円

住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進させるため、住民団体やNPO等自らの企画・立案による取組や企業による社会貢献活動を支援しました。

■住民参加型による森林保全活動件数（H29～R2） 延べ211団体，22,809人

【 里山保全活用支援事業の実績（平成29年度～令和2年度） 】

区分	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合計
事業実績額(千円)	19,150	14,577	18,893	23,719	76,338
支援団体数(団体)	52	49	56	54	211
NPO	8	6	1	5	20
学校等			1		1
企業等	3	1	1	1	6
市町等	3	2			5
住民団体	24	34	49	39	146
森林ボランティア団体	14	6	4	9	33
参加人数(人)	6,411	5,520	5,598	5,280	22,809
NPO	1,633	1,031	28	857	3,549
学校等			35		35
企業等	460	300	300	105	1,165
市町等	35	36			71
住民団体	2,235	3,524	4,289	3,549	13,597
森林ボランティア団体	2,048	629	946	769	4,392

(注1) 値は四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある

(注2) 事業実績額は交付金ベース

【事例】 森林保全活動に対する支援

【事例1】 都市部の里山林を地域住民が憩いの場として再生（廿日市市）



○都市部の住宅団地に隣接する里山林がフィールドであり、地域住民も呼び込んで行う活動を年20回以上、10年以上継続しており、活動は地域住民に広く認識され、親しまれています。

【事例2】 地域の観光資源である施設の周辺整備（三次市）



○温泉施設に隣接した森林を森林セラピーや里山体験に利用する森に設定し、森林整備のほか、散策道や休憩施設の整備等により、散策、学習等の場として利活用されています。

【事例3】 里山の中に手作りの公園を設置（神石高原町）



○里山林の整備を行い、その中に手作りで木製遊具を設置したことで、里山林一帯が地域の人たちに親しまれ、大人も子どもも生き生きとふれあうことのできる場となっています。

(2) 森林・林業学習、体験活動等への機会創出（森林・林業体験活動支援事業（特認事業含む））

実施額 151,602 千円

森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動、木育活動等に対して支援しました。

■ 森林・林業体験活動の実施事業数（H29～R2）	227 件	97,540 人
（森林・林業体験活動支援事業	206 件	44,595 人
特認事業	21 件	52,945 人

【 森林・林業体験学習活動支援等の実績（平成 29 年度～令和 2 年度） 】

事業区分	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合計
事業実績額(千円)	31,089	39,531	39,739	41,243	151,602
森林・林業体験活動支援事業	24,189	24,843	24,616	20,640	94,288
特認事業(森林・林業体験活動支援事業)	6,900	14,688	15,123	20,603	57,314
実施事業数(件)	61	63	59	44	227
森林・林業体験活動支援事業	57	57	52	40	206
特認事業(森林・林業体験活動支援事業)	4	6	7	4	21
参加人数(人)	25,226	28,214	35,147	8,953	97,540
森林・林業体験活動支援事業	13,329	9,957	13,416	7,893	44,595
特認事業(森林・林業体験活動支援事業)	11,897	18,257	21,731	1,060	52,945

(注) 事業実績額は交付金ベース

【事例】 森林・林業学習，体験活動等への機会創出

【事例1】 森づくり安全技術講習会（安芸高田市ほか）



○安全管理，選木，伐採，集材，搬出，目立て，ロープ技術など，受講者の技量に応じて技術・技能を段階的・体系的に区分した育成方針のもと座学と実技の講習を実施し，森林保全活動を行う人材の育成に貢献しました。

【事例2】 中学生が森の豊かさを体験する活動（安芸高田市甲田町）



○卒業証書用紙や紙幣用紙に活用する和紙の原料であるミツマタの生産を復活させるとともに，地域住民や中学生等が協働で植樹する活動を通じ，郷土を思い，夢を育み，向上する人づくりを目指す取組を行いました。

【事例3】 森林づくりのリーダー的役割を担う人材育成講座（広島市）



○森づくりの先導的役割を果たすボランティア育成のため，森林・林業に関する知識や技術を習得する講座を開催しました。対象を広域都市圏内の在住者としたことで圏域内のボランティアが増え，森林整備や森林への理解醸成が促進されました。

【事例4】 県産材と身近に触れ合うための木製品づくり体験への支援（府中市）



○県産材を使用した備品や遊具を，要望に応じてデザインから製作，設置まで地元高校生が行い，市内児童施設等に配布しました。幼少期から木と触れ合う機会が生まれるとともに，高校生は木の文化への理解を深めることができました。

(3) 森づくり活動団体への協力支援

社会貢献活動の一環として森林整備に取り組む企業に対し、活動フィールドや必要となる物資（鋸・ヘルメット）等の提供などを行い、企業活動を支援するとともに、企業活動のPRを行うなど、推進組織（ひろしまの森づくりフォーラム（22 団体で構成））における「企業の森づくり」活動を推進しました。

また、森林への理解と県民参加の森づくり活動の拡大を図る各種活動団体に対する協力・支援を行うとともに、活動状況の紹介及びイベント情報などの情報発信を図りました。

【 ひろしまの森づくりフォーラム活動実績（平成 29 年度～令和 2 年度） 】

区 分	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合 計
開催人数(人)	9	3	6	5	23
参加人数(人)	680	361	596	278	1,915

2) 広報事業

(1) 普及啓発活動

実施額 78,000 千円

特別に税を徴収していることや税の趣旨、使途の明確化や事業の理解促進、森づくり活動に対する関心を高めるため、次の取組を実施しました。

- 取組内容に理解を得るために行う税の趣旨や成果、事業制度、森づくり活動状況報告等の広報
- 市町と連携した広報の展開
- 広報効果の検証

【 普及啓発活動の実績（平成 29 年度～令和 2 年度） 】

区 分	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合 計
事業実績額(千円)	20,000	20,000	19,300	19,000	78,300

なお、広報については、企画コンペを実施し、メディア等を活用した各種広報活動を展開しました。

【 主たる広報実績（平成 29 年度～令和 2 年度） 】

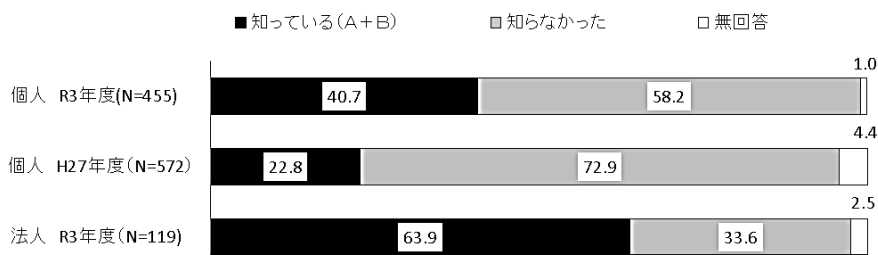
年度	広 報 活 動 内 容
H29	<ul style="list-style-type: none"> ○県内市町広報誌での事業PR（～R2）【新規】 ○各市町公民館、県内主要郵便局、商業施設に広島東洋カープの大瀬良選手を起用した広報ポスターを掲示（～R1）【新規】 ○タクシー車内へのサンプリング品（ウエットティッシュ）を配架（～H30） ○テレビ情報番組での「ひろしまの森づくり事業」の紹介（LOVE GREEN～R1、イマなま R2） ○集客施設でのPR活動（イベント開催）（～H30） ○WEB広告やラジオ、新聞広告を活用した「ひろしまの森づくりネット」への誘導（インフォート広告、PMP配信など）【新規】 ○事業紹介チラシ、リーフレットの製作、各市町公民館、商業施設への配布 ○ラジオ放送による啓発スポットCM ○ひろしまの森づくりネット（フォーラムHP）をスマートフォン対応ページに改修 ○カープ協賛イベントや大型商業集客施設での事業周知活動（～H30） ○デジタルサイネージの上映（～R2）
H30	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビやCM、WEB広告、新聞広告等を用いた「ひろしまの森づくり事業」のPR ○森林ボランティア「TEAM森づくり」メンバー募集及びテレビ情報番組での活動紹介（～R2）【新規】 ○サンプリング品制作・配布（シール、事業紹介リーフレット）
R1	<ul style="list-style-type: none"> ○「TEAM森づくり」の活動で生じた間伐材を使用したベンチを商業施設へ設置 ○事業広報CMを作成し、テレビCM、マツダスタジアム大型ビジョンでの放映、YouTube、HPでの公開 ○イベントブース用のXバナースタンドの製作・設置【新規】 ○事業の代表的な取組内容を取りまとめた事例集を製作・配布【新規】
R2	<ul style="list-style-type: none"> ○「TEAM森づくり」の協同活動として、指導者育成セミナーを大学生対象に実施 ○大瀬良選手に加え、サンフレッチェ広島の森崎アンバサダーを新規に起用して次の普及啓発を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・広報CMの動画を製作し、YouTubeにアップロード ・リーフレット、ポスターを製作し、商業施設や市町、公民館等へ配布・掲示 ○森の守り手ワークショップの開催【新規】 ○「企業の森」のテレビPR及び活動紹介パネルの改訂・作成 ○広島県立図書館の特設ブースにて事業PR【新規】 <p style="text-align: right;">など</p>

【参考】県民へのインターネットアンケート調査結果（R1，2）

広報効果と県民が求める情報等を把握するため令和元年度及び令和2年度において、インターネットアンケート調査を実施したところ、次の結果となりました。

1 森づくり県民税に対する認知度

インターネットアンケート調査の回答において森づくり県民税を「知っている」割合は、個人では倍増しているものの、全体では50%に満たない状況です。また、個人と法人を比較すると、個人の認知度が低くなっています。



問：あなたは「森づくり県民税」を知っていますか。
(N=1,000)

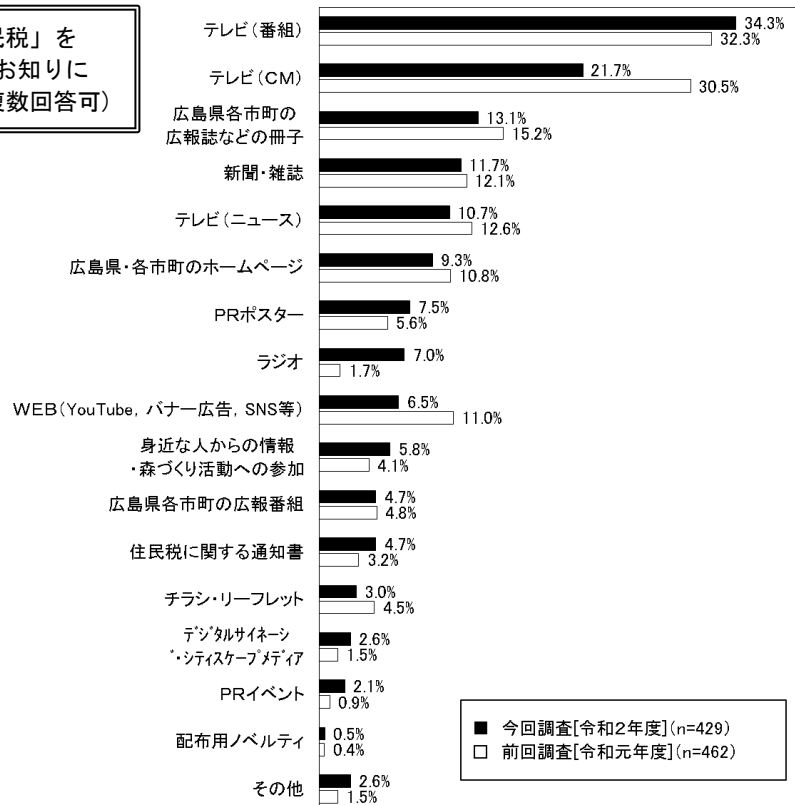
【 インターネットアンケートにおける森づくり県民税の認知度の推移 】

2 情報の提供方法（メディア媒体）

インターネットアンケート調査の結果、森づくり県民税を認知している方の認知機会は、テレビ番組での認知機会がもっとも高い割合となりました。また、第3期で広報を強化したポスター掲示やラジオでの認知機会の割合が前回調査に比べ上昇しました。

一方、認知機会の上位であった各市町の広報誌やテレビニュース、ホームページは前回調査に対し低下しており、特にテレビCMやYouTube等のWEB公告は大幅に低下しました。

問：「森づくり県民税」をどのような機会でお知りになりましたか。(複数回答可)



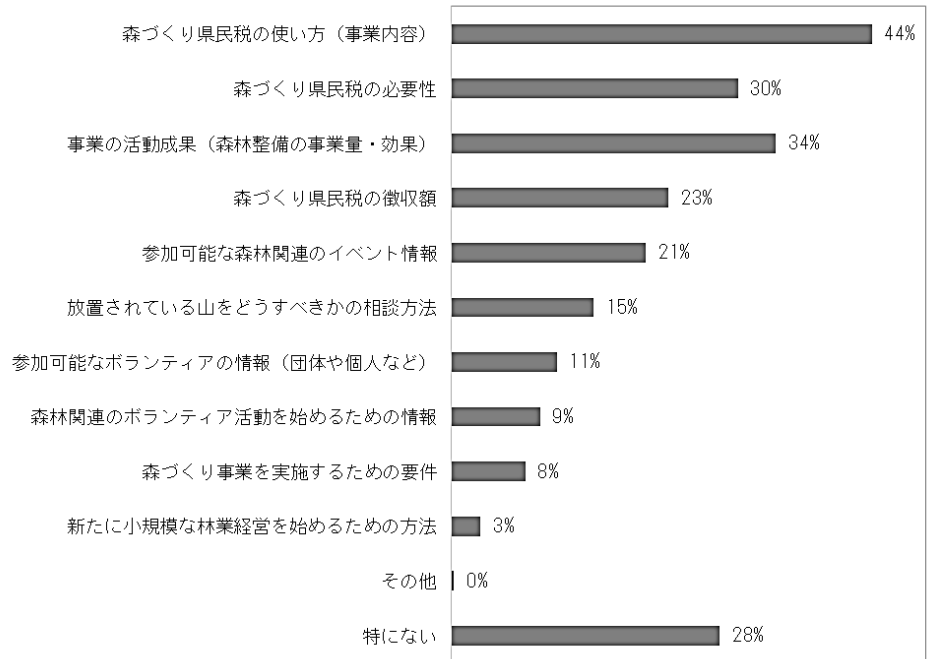
【 森づくり県民税の認知機会 】

3 広報内容

(1) 森づくり県民税に関する広報内容

「森づくり県民税・事業」に関して県民が求める情報を調査したところ、「森づくり県民税の使い方」が44.3%と最も高く、次いで「森づくり県民税の活動成果」(34.2%)、「森づくり県民税の必要性」(30.2%)、「森づくり事業の徴収額」(22.9%)の順となりました。

問：森づくり県民税・事業について、今後どのような情報が知りたいですか。(複数回答可)



【 県民が求める森づくり県民税・事業に関する情報 】

さらに、性別・年齢別にみると、女性は男性に比べ、森づくり県民税の制度や森づくり事業の活動成果、イベント情報を求める割合が比較的高い傾向にありました。また、「参加可能なボランティアの情報」や「森林ボランティアを始めるための情報」については、女性は40代で下がるものの、そのほかの年代は4.5%以上であるのに対し、男性は年代が上がるにつれ、割合が上がる結果となりました。

【 県民が求める森づくりに関する情報 (性別・年代別) 】

(単位：%)

性別	男性					女性				
	20	30	40	50	60~	20	30	40	50	60~
森づくり県民税の使い方 (事業内容)	23.0	22.0	19.5	20.5	18.0	27.5	26.0	22.0	21.0	22.0
森づくり県民税の必要性	14.0	20.0	13.5	13.0	11.0	19.0	20.0	15.0	12.5	13.0
事業の活動成果 (事業量・効果)	15.5	13.0	14.5	17.5	21.0	20.5	15.5	18.5	14.5	20.5
森づくり県民税の徴収額	11.5	10.5	10.5	11.0	8.0	16.5	11.5	13.5	10.0	11.5
森林関連のイベント情報	8.5	8.0	8.0	8.5	14.0	11.0	13.0	9.5	9.5	12.5
放置林に関する相談方法	4.5	5.5	6.0	10.5	9.5	7.0	5.0	7.5	8.0	11.5
参加可能なボランティアの情報	3.0	4.5	2.5	6.5	8.5	8.0	6.5	4.5	5.5	6.0
森林ボランティアを始めるための情報	2.5	5.0	3.5	5.5	7.0	5.5	4.5	2.5	4.5	6.5
事業の実施要件	4.0	4.5	4.5	4.0	5.5	3.5	3.5	2.5	4.0	3.0
小規模林業経営を始める方法	2.0	2.0	1.5	3.5	1.0	1.5	2.0	0.5	0.5	1.0
その他	0.5	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
特になし	14.5	14.5	15.5	13.5	16.0	14.0	11.0	17.0	16.0	9.5

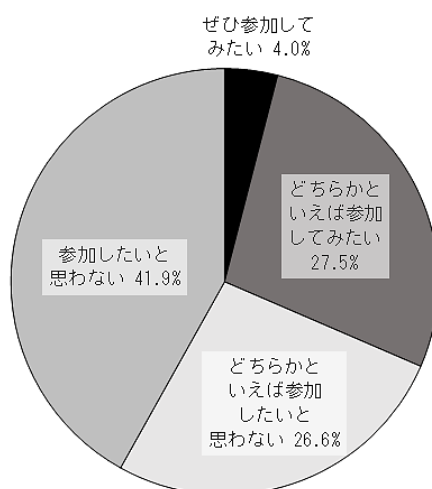
(注)着色箇所は、男女間で4.0%以上高いところ

(2) 森づくり活動への参加意欲

今後、森林に関わる取組（以下、「森づくり活動」という。）への参加意欲を聞いたところ、活動に参加したいと回答したのは31.5%、3人のうち1人が参加したいと回答しており、参加したい方に理由を尋ねたところ、多くの方が「興味がある」や「勉強になりそう」を挙げられました。また、依然として「参加したくない」という回答が一定数ありました。

また、第3期計画においては、森づくりを体験・体感してもらい、森づくりの意義と理解を深め、大切さを発信するボランティア団体「TEAM森づくり」を設立し、普段森林との関わりの少ない方にも森づくり活動への参加の呼びかけも行ったところ、「TEAM森づくり」の活動参加者の回答においても、インターネットアンケート調査結果と同様の結果となりました。

問：あなたは今後、木や森林とふれあえる体験型のイベントや、森林で木を切ったり（伐採したり）、植えたりする森づくりのボランティア活動など、木や森林に関わる取組に参加してみたいですか。



【 森づくり活動への参加したい理由 】

理由	件数
興味がある	37
勉強になりそう・経験を生かせそう	33
子どもと参加できそうだから	33
楽しそう・面白そう	29
森林・環境保全や整備のため	28
体験してみたい	24
自然と触れ合いたい	20
普段できない体験だから	13
山・自然は大切だから	11
役に立ちたい	10
山・自然が好き	10
ボランティアをしてみたい	8
その他	47
特になし	17

【 森づくり活動への参加意欲 】

第4章 事業効果の評価について

1 整備の必要性が高い森林の再生

1) 人工林対策

手入れ不足の人工林については、第2期までの取組により手入れが行われていない放置された森林が着実に減少する等、次代に引き継ぐための森林整備を着実に実施し、平成18年度末の約6万haから平成28年度末の約4万2千haまで解消が進みましたが、依然として多く存在している状況です。

そこで第3期では、事業対象箇所を絞り込み、土砂災害の発生によって県民生活への影響が拡大する危険性のある箇所を集中的に整備する方針としました。また、手入れ不足人工林の解消がはかどらなかった要因として、権利の特定や森林所有者の間伐に対する理解不足などの複合的な要因が事業同意取得のボトルネックとなっている点が挙げられたことから、事業推進費の事業主体を拡大し、地域住民等が行う森林整備の働きかけや境界明確化についても事業対象とすることとしました。

(1) 目標と実績

【成果目標】 手入れ不足の人工林の解消面積

目標	: 8.8千ha (H28末4.2万ha ⇒ R2末3.3万ha)
実績	: 2.7千ha (H28末4.2万ha ⇒ R2末3.9万ha)

【事業目標】 県民生活に影響の大きい箇所の間伐面積（森づくり事業（環境貢献林整備事業）実施面積）

目標	: 4.2千ha (H29～R2累計)
実績	: 2.7千ha (H29～R2累計)

【 第1期森づくり事業から現在までの振り返り 】

第1期(H19～H23)		第2期(H24～H28)		第3期(H29～R3)	
手入れ不足の人工林の解消を進めるために「ひろしまの森づくり税」を創設。H23末には4.6万haに減少。		依然として手入れ不足の人工林が多く存在することから、施策の継続と充実を図った結果、H28末には4.2万haに減少。		対象とする森林を急傾斜かつ人家・公共施設に近い箇所に絞り込みを図り、危険性の高い箇所を集中的に実施した結果、R3末には3.8万haに減少見込み。	
手入れがされている森林	県・旧公社 2.0万ha 旧公団 1.0万ha 上記以外 5.0万ha 8.0万ha	手入れがされている森林	県・旧公社 2.0万ha 旧公団 1.0万ha 上記以外 5.8万ha 9.8万ha	手入れがされている森林	県・旧公社 2.0万ha 旧公団 1.0万ha 上記以外 5.8万ha 10.2万ha
手入れ不足の森林	15年間施業履歴なし 6.0万ha	森づくり事業 0.5万ha 手入れ不足の森林 15年間施業履歴なし 4.6万ha 4.6万ha	森づくり事業 1.0万ha 手入れ不足の森林 15年間施業履歴なし 4.2万ha 4.2万ha	森づくり事業 1.4万ha 手入れ不足の森林 15年間施業履歴なし 3.8万ha 3.8万ha	
H18末		H23末		R3末見込み	

(2) 成果に対する評価

評価の視点 I

☑依然 4.2 万 ha 存在している手入れ不足の人工林の解消に寄与したか



第3期では、放置すると公益的機能の低下を招くおそれがある手入れ不足の人工林（スギ・ヒノキ）について、特に県民生活への影響が大きい箇所（傾斜30度以上かつ保全対象からの距離が250m未満）に絞り、公益的機能の維持・発揮を目的とする間伐などを、県内17市町で2,703ha（H29～R2）実施しました。その結果、ひろしまの森づくり県民アンケート調査や森林・林業関係団体への聞き取り調査（以下、「県民アンケート調査等」という）（※1）の回答では、「年齢と共に自力での間伐等ができなくなっていた森林を間伐してもらい、風通しや日光の取り込み等が改善された」、など、間伐の効果を実感している意見が多数ありました。

しかしながら、第2期に引き続き、所有者の同意取得や境界確定が思うように進まず、第3期目標値を大きく下回る見込みです。第3期では、期中の同意取得可能割合を60%と想定して事業を実施してきましたが、実際に所有者と交渉して同意に至った割合は29%でした。この原因について、県民アンケート調査等では、「不在村所有者の増加や世代交代が進み、対象地の境界や所有者が特定できない」、「協定期間や負担金等を理由に所有者の同意が得られにくい」等という理由が挙げられました。協定期間については、「森づくり事業を利用した一度の間伐ではとても健全な人工林になったとは言えず、その後（協定期間20年にわたり）費用を負担して引き続き手入れをしようとする山林所有者は少ない」、「何年かおきに継続する仕組みが必要ではないか。森林所有者等は、今後高齢化等により、継続的な管理に不安」といった意見も挙げられました。

さらに、第3期において、事業対象とする森林を絞り込んだことにより、「要望があっても要件が合わず断る箇所が生じている」、「事業地の集積、傾斜等の絞り込み要件の確認に手間を取られる」、「要件が複雑になったことにより、森林組合以外の林業事業者や任意団体が事業に参入しにくくなった」等、新たな課題が発生していることが明らかとなりました。加えて、平成30年7月豪雨災害では、事業要件より緩い20～30度の緩い斜面においても土砂崩壊が頻発し、県民生活に甚大な被害を及ぼしました。

【 人工林対策（環境貢献林整備事業）の実績（事業推進費を除く） 】

区分		施業内容	第1期 (H19～H23)	第2期 (H24～H28)	第3期				計
					H29	H30	R1	R2	
間伐 (ha)	人工林健全化	本数伐採率30%以上の定性、 列状間伐	5,101.19	5,239.75	750.84	691.32	613.99	634.90	2,691.05
	針広混交林化	本数伐採率40%以上の列状・ 群状択伐や強度間伐	36.13	38.87	0.15				0.15
	被害木の処理	風雪害、土砂災害等の被害木の 整理及び処分	83.95	51.66	4.38	2.96	2.71	1.60	11.65
付帯 作業 (m)	作業道の開設	森林作業道の開設	14,644	5,122	2,056	1,518	4,963	4,695	13,232
	作業道の補修	森林作業道の補修	0	24,482	5,675	6,925	2,815	4,554	19,969
	木製構造物設置	事業地で行う簡易な木製構造物、 大型土嚢などの設置	56	0		14	12		26

※1 県民アンケート調査は、無作為抽出した県民（1,000人）及び法人（300社）、有意抽出した森林・林業関係団体（677団体）及び23市町を対象として、令和3年6月から7月に実施
聞き取り調査は、市町及び森林・林業関係団体に対し、随時実施

このほか、平成 30 年 7 月豪雨災害で事業地へのアクセス道（作業道）が被災し、現在も復旧の途中であることも、事業の進捗に影響していると考えられます。なお、このことについては、間伐の付帯作業（作業道の開設・補修、木製構造物の設置、大型土のう設置（発災後に被災箇所の応急措置として追加））で対応できるようにしており、そのため平成 30 年度以降は付帯作業の活用が増加しました。

他方、作業区分別の実績をみると、間伐区分のうち「針広混交林化」は平成 30 年度以降活用されておらず、活用のあった平成 29 年度の実績も、第 1，2 期における年度平均実績（約 7.5ha）に対し大きく減少しました。この要因として、市町への聞き取り調査から、県南部においては「針広混交林化」の認知度が低いこと、県北部においては 40%以上の強度間伐を行うと雪折れ等の被害に遭うため利用しづらいことがわかりました。



【 人工林被災箇所への大型土のう設置 】

評 価 I

【成 果】手入れ不足の人工林については、県民生活に影響の大きい（急傾斜地で保全対象に近い）箇所を集中的に間伐した結果、県民が森林に期待する土砂災害防止機能の発揮に向け、4 年間で 2,703ha を解消しました。

【課 題】事業実施箇所を急傾斜地に絞り込み進めてきましたが、平成 30 年 7 月豪雨災害では傾斜が緩い森林においても土砂災害が頻発しました。

【課 題】不在村森林所有者の増加や世代交代が進んでいるため、これまで所有者と交渉して施業同意に至った割合は約 30%と低く、同意の取得が年々困難になっています。

評価の視点Ⅱ



☑事業実施により公益的機能の増加が図られたか。

森林の持つ公益的機能は、事業実施によって適正に森林が管理されることにより、その維持や向上につながります。この公益的機能は様々な機能が提唱されていますが、本県の検証においては、施業が確立されている人工林について、洪水緩和機能、水資源貯留、水質浄化、表面侵食防止、二酸化炭素吸収・固定の5つの効果を対象として、第1期から定量的評価を行っており、事業実施による「効果量」を代替計算し、その量に応じた「貨幣価値」に換算するとともに、森づくり事業の費用と比較し算定することとしています。

今回、第3期の費用対効果を算定した結果、機能を保全するために要した事業費（C）と評価額（B）を比較した費用対効果指数（B/C）は4.57となり、事業実施による効果が認められました。

【 事業効果量と評価額 】

区分	森林の果たす機能	事業効果(代替)量	評価額 (百万円)
ア 洪水緩和	河川に流れ込む水の量を調節し、洪水を緩和する働き	仁賀ダム(竹原市)の0.8基分の洪水調節量	2,767
イ 水資源貯留	雨水を蓄え、ゆっくり流出させる働き	2.1万人分(年間)の生活用水使用量に相当	360
ウ 水質浄化	雨水の汚濁を取り除き、きれいな水にする働き		3,435
エ 表面侵食防止 (土砂流出防止)	表土の侵食を防ぐ働き	10tダンプトラック	2,531
オ CO2吸収・固定	二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化を防止する働き	家用車7百台分が排出するCO2を固定	118
評価額計(B)			9,211
総費用(C)			2,014
費用対効果指数(B/C)			4.57

(注1) 評価額(B)は、事業を実施した場合の効果について、森林の効果の発揮に応じて貨幣化し、現在価値化(社会的割引率4%)を行い計算している。(社会的割引率とは、将来に発生する効果や費用を現在の価値に換算するための割合である。例えば、10年後における100万円を4%の社会的割引率で現在価値化すると、675,564円(1,000,000÷1.04¹⁰)となる。)

(注2) 総費用(C)は、平成29年度～令和2年度の環境貢献林整備事業に要した整備経費及び保育・維持管理(整備後10年目の間伐経費)に要する経費について、現在価値化(社会的割引率4%)を行い計算している。

(注3) 評価期間は、皆伐制限等の協定締結期間に合わせ20年とした。

(注4) 貨幣化による費用対効果分析の結果B/Cは計測された便益額と投資額(総費用)の比により示す。

評価Ⅱ

【成果】事業実施により、公益的機能の増加が図られ、費用対効果指数(第3期事業費に対する公益的機能の評価額)は4.57となりました。

評価の視点Ⅲ



☑事業推進費が境界明確化等に有効活用され事業が推進されたか。

第2期において、事業対象地の所有者や境界確定が困難であることが課題となったことから、第3期では、事業地の選定や所有者の確定、同意取得のための事務費（事業推進費）の活用について、自治会などの働きかけにかかる経費も対象とするよう拡充し、これまで所有者探索などの対応が困難であった箇所の一部において事業ができるようになりました。

しかしながら、事業実績は第1，2期に比べて大きく減少しました。この要因について、林業事業体への調査では「所有者や境界を把握している者が減少し、所有者等の確定から同意取得までに長い時間を要しており、そのことが労力的に負担になっている」との意見が多くありました。

【 人工林対策（環境貢献林整備事業）の事業区分別実績（事業推進費のみ） 】

区分	第1期 (H19～H23)	第2期 (H24～H28)	第3期				計
			H29	H30	R1	R2	
事業推進費による森林調査(ha)	3,588.28	3,722.22	492.02	565.68	404.31	485.09	1,947.10

評 価 Ⅲ

【成 果】森林所有者の同意取得や境界の特定に係る経費に充当する事業推進費の活用を進めた結果、所有者や境界の特定が困難な箇所の一部で事業が実施できました。

【課 題】不在村森林所有者の増加や世代交代が進んでいるため、これまで所有者と交渉して施業同意に至った割合は約30%と低く、同意の取得が年々困難になっています。

【課 題】同意取得に至るまでの事務は事業主体にとって労力の面で大変な負担となっており、同意取得に向けた活動が思うようにはかどっていません。

【参考1】人工林対策に関する県民アンケート調査等の結果

区分	意見の概要
<p>■森林・林業関係団体</p> <p>○県民アンケート調査 (N=566)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者 ・自治組織等住民団体 ・森林ボランティア団体 ・森林組合 ・林業事業体 <p>○聞き取り調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・林業事業体 	<p>≪ 評価 ≫</p> <p>間伐による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○光が全く入っていない所だったが、所々に光が入る様に整備が出来たので良かった。山の面積が小さくても費用が出るので山主の人に間伐を勧めやすい。 ○森林所有者の経営意欲の低下、立木価格の長期低迷等により放置林が増えていたが、この事業により森林としての機能の回復、健全化が図れた。 ○間伐実施後は、所有者との協定のもと、未利用の間伐材を集材・搬出し、バイオマスエネルギー資源として販売して、再生可能な木質資源の循環利用を図るとともに、所有者への資金還元により地域活性化への貢献もできたと思う。 ○放置されていた人工林を地域の方々から預かり間伐を実施したところ、地域で活動を知ってもらいきっかけになった。 ○<u>年齢と共に自力での間伐等ができなくなっていた森林を間伐してもらい、風通しや日光の取り込み等が改善された。</u> ○人工林区域(スギ林)の間伐作業を実施してもらい、暗闇が明るくなり、鳥獣類(イノシシ、シカ、サル)が集落を警戒し、出没が減った。 <p>≪ 課題 ≫</p> <p>施業地の確保</p> <p>(所有者等の不明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所有者不在の山林が多数存在する。 ○長年放置されている森林なので、森林所有者が分からない場合がある。 ○境界が判らず、判る者も年々減少している。 <p>(協定期間等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協定期間 20 年は長すぎる。 ○森づくり事業を利用した一度の間伐ではとても健全な人工林になったとは言えず、その後も費用を負担して引き続き手入れをしようとする山林所有者は少ない。 ○間伐を実施すると 2 回目の実施は 15 年後となるので、山林の健全化は図れない。 ○<u>何年かおきに継続する仕組みが必要ではないか。森林所有者等は、今後高齢化等により継続的な管理に不安がある。</u> <p>(3期における事業対象要件の絞り込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(人工林健全化の)実施要件が「<u>原則、山脈傾斜 30 度以上、かつ保全対象からの距離が 250m 未満の人工林</u>」と厳しく、対象エリアが限定される。緩和されるべき。(複数回答あり) ○事業要件に沿って選定した事業候補地には、<u>荒廃地や極めて小面積で集約化施業が困難な箇所があった。</u>将来的に、経営計画に入れて集約的な施業を行うことや、循環型の林業経営の視点を考慮して要件を設定してほしい。 ○<u>事業地の集積、傾斜等の絞り込み要件の確認に手間を取られる。</u> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要件が複雑になったことにより、<u>森林組合以外の林業事業体や任意団体が事業に参入しにくくなった。</u>そのため、ほとんどの事業を森林組合が施業している状況になっている。 ○急傾斜地の作業は困難。伐採木の平均直径が大きいため、労働災害につながるようなケースがある。

【参考1】人工林対策に関する県民アンケート調査等の結果

区分	意見の概要
<p>■市町</p> <p>○県民アンケート調査</p> <p>○聞き取り調査</p>	<p>≪ 評価 ≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手入れ不足の人工林を整備することで、明るく下草の生える環境となり、<u>森林所有者から喜ばれた。</u> ○人工林整備予定地の調査費や作業道の整備にも補助金が利用できるため、山林の境界を明確化でき、<u>今後、森林所有者による維持管理を実施しやすい環境となった。</u> <p>≪ 課題 ≫</p> <p>施業地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不在村所有者の増加や世代交代が進み、<u>対象地の境界や森林所有者が特定できない。</u> ○森林所有者の所在不明等により森林所有者の同意を得られないケースが多くなっている。 ○事業への周知が不十分なため、<u>取りまとめに時間を要することがある。</u> ○<u>協定期間や負担金（1万円/ha）等を理由に森林所有者の同意が得られにくい。</u> ○要件として傾斜30度以上と定められているが、<u>30度に満たない比較的緩やかな山林についても、施業を実施したい。</u>そのために、<u>所有者から要望がある箇所でも要件に合わなければ断らざるを得ない</u>ため、実施面積が増えない。 ○人工林を整備する箇所が年々減ってきており、整備できる場所が限られてきている。採択基準が厳しすぎる。 <p>実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員が減り、伐採箇所を探す時間が取れなくなっている。 ○行政の職員不足・知識不足・林業労働力不足 <p>森林経営管理制度（国の森林環境税により事業実施）との棲み分け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成31年4月から森林経営管理制度が開始されたことに伴い、当該制度では所有者負担なしでの人工林整備の実施が可能だが、森づくり事業では、10千円/haの所有者負担がかかるため、所有者間での不公平感が生じてしまう。 ○森林環境税の導入による人工林整備の対象林の考え方を整理すべき。 ○森林環境譲与税を用いて森づくり事業から森林経営管理制度へ移行するようにはどうか。

【参考2】平成30年豪雨による被災状況

■自然災害による事業実施への影響



緩傾斜での土石流（東広島市）

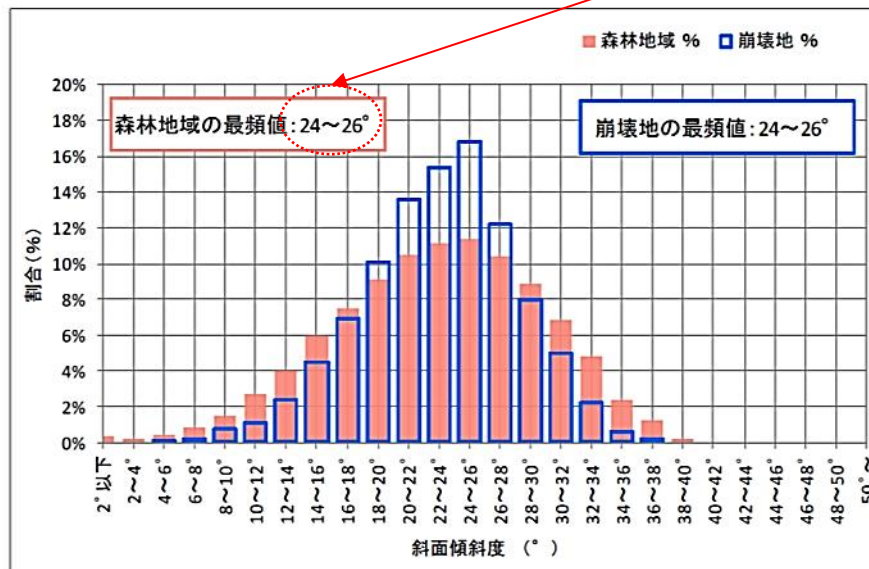
また、アクセス道や森林作業道が被災し、復旧に時間を要しており、計画していた事業地での作業が予定通り実施出来ないなど、自然災害は事業実施にも大きな影響を及ぼしています。

県民生活への影響が大きい地域を「傾斜30度以上かつ保全対象との距離250m未満」としましたが、平成30年7月豪雨災害の際の本県の斜面崩壊は、比較的緩い傾斜地で頻発しました。



被災した林内（海田町）

崩壊の発生頻度が斜面傾斜20度以上から高まっている。



- ・斜面傾斜度別の単位面積当たり崩壊発生箇所数グラフ
- ・平成30年11月林野庁「平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」資料

【参考3】「定量的評価」について

「定量的評価」は、森づくり事業が県民全体で負担した財源によってまかなわれたものであることから、事業費投入の効果を分かりやすく測る方法として、経済的な指標（貨幣価値）で評価できる一部の効果を、それぞれ機能ごとに換算したものです。

森林の果たす機能・役割は、人々の生活と密接に関係して発揮される多種多様なものであって、「量」では測ることができない場合が多く、また、複数の機能が合わさり総じて発揮されるものでもあるといわれています。

本県では、施業が確立されている人工林について、第1期から定量的評価を行っています。

（定量化の方法）

ア 洪水緩和効果（河川に流れ込む水の量を調節して、洪水を緩和する働き）

仁賀ダム（竹原市）0.8基分の洪水調節量に相当する水量が緩和される。

雨水が河川に流れ込む流出量（最大値）を整備の前後で推定し、その差（減少量）を仁賀ダムの洪水調節量に置き換えた。

【算出方法】

$$\text{流出量の差 (m}^3\text{/sec)} = \text{雨量 (A)} \times \text{流出係数の差 (B)} \times \text{事業区域面積 (C)} / 360 \text{ (D)}$$

雨量(A)：100年確率時雨量 = 72.26mm/h

流出係数の差(B)：整備前 0.55 → 整備後 0.45 = ▲0.10

※「流出係数」とは、雨水が地下に浸透せず地表面を流れる水量の割合であり、流出係数が小さいほど、地表面を流れて直接河川に流入する水量は減少するため、洪水緩和効果は高くなる。

事業区域面積(C)：環境貢献林整備事業実績 = 2,703ha

360 (D)：単位合わせのための調整値

この結果 (54.0m³/sec) を、仁賀ダムの洪水調節の能力 (70m³/sec) と比較すると、概ね 0.8基分 に相当する。

【貨幣価値への換算】

事業効果(流出量の差)を、治水ダムの単位流量調節量当たりの年間減価償却費(4.2百万円/m³/sec)から貨幣価値に換算した。

また、評価期間を20年(うち整備後に効果が安定するまでに必要な年数4年)とし、将来の貨幣価値を現在価値化(社会的割引率4.0%)して算出すると、20年間の効果は 2,767百万円 となる。

【参考3】「定量的評価」について

- イ 水資源貯留効果（雨水を蓄え、ゆっくり流出させる働き）
- ウ 水質浄化効果（雨水の汚濁を取り除き、きれいな水にする働き）

21,400人分の生活用水1年分に相当する水量を蓄え、水質も浄化する。

雨水が森林に貯留される量を整備の前後で推定し、その差（増加量）を1人あたりの生活用水使用量に置き換えた。

[算出方法（イ・ウ）]

貯留量の差 (m³/年) = 降雨量 (A) × 貯留率の差 (B) × 事業区域面積 (C) × 10 (D)

降雨量(A)：年間降雨量 = 1,652mm/年

貯留率の差(B)：整備前 0.51 → 整備後 0.56 = +0.05

※「貯留率」とは、雨水のうち森林土壌内に貯留される水量の割合であり、貯留率が大きいほど土壌に蓄えられる水量が多くなるので、水資源貯留や水質浄化の効果が高くなる。

事業区域面積(C)：環境貢献林整備事業実績 = 2,703ha

10 (D)：単位合わせのための調整値

この結果 (2,232,678m³/年) を、1人当たり1日の生活用水使用量 (0.286m³/人・日※) と比較すると、概ね 21,400人分の年間使用量 に相当する。

※国土交通省「令和2年版日本の水資源の現況」生活用水の一人一日平均使用量の推移（地域別）（有効水量ベース）から引用

[貨幣価値への換算（イ）]

事業効果（貯留量の増）を、利水ダムの開発流量当たりの年間減価償却費（418百万円/m³/sec）から貨幣価値に換算した。

また、評価期間を20年（うち整備後に効果が安定するまでに必要な年数4年）とし、将来の貨幣価値を現在価値化（社会的割引率4.0%）して算出すると、20年間の効果は 360百万円 となる。

[貨幣価値への換算（ウ）]

事業効果（貯留量の増）を、上水道供給原価（176.8円/m³）、雨水を浄化するためのコスト（122.1円/m³）から貨幣価値に換算した。

また、評価期間を20年（うち整備後に効果が安定するまでに必要な年数4年）とし、将来の貨幣価値を現在価値化（社会的割引率4.0%）して算出すると、20年間の効果は 3,435百万円 となる。

【参考3】「定量的評価」について

エ 表面侵食防止効果（表土の侵食を防ぐ働き）

1年間に10tダンプトラック9,190台分の土砂の流出を防ぐ。

森林表土の流出量を整備の前後で推定し、その差（減少量）を10tダンプトラックの積載量に置き換えた。

【算出方法】

$$\text{土砂流出量の差 (m}^3\text{/年)} = \text{単位面積当たりの土砂流出量の差 (A)} \times \text{事業区域面積 (B)}$$

流出量の差(A)：整備前 20.0m ³ /ha/年 → 整備後 1.3m ³ /ha/年 = ▲18.7m³/ha/年
事業区域面積(B)：環境貢献林整備事業実績 = <u>2,703ha</u>

この結果（50,546m³/年）を、10tダンプトラックの1台当たりの積載量（5.5m³/台）と比較すると、概ね9,190台分に相当する。

【貨幣価値への換算】

事業効果（土砂流出量の減）を、砂防ダムの単位当たりの建設コスト（4,115円/m³）から貨幣価値に換算した。

なお、評価期間を20年（うち整備後に機能が安定するまでに必要な年数4年）とし、将来の貨幣価値を現在価値化（社会的割引率4.0%）して算出すると、20年間の効果は2,531百万円となる。

オ 二酸化炭素吸収・固定効果（二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化を防止する働き）

1年間に自家用車685台分が排出する二酸化炭素を固定する。

森林表面の土砂に含まれる炭素量を整備の前後で推定し、その差（減少量）を二酸化炭素量に換算して、自家用車の年間排出量に置き換えた。（樹木が吸収・固定する二酸化炭素量については、評価期間が20年と短期間であって、また、森林全体での蓄積量に明確な差は生じないと予測されることから、評価の対象からは外す。）

【算出方法】

$$\text{固定量の差 (CO}_2\text{-t/年)} = \text{炭素量の差 (A)} \times \text{事業区域面積 (B)} \times 44/12 \text{ (C)} \times 0.3 \text{ (D)}$$

炭素量の差(A)：整備前 0.57 C-t/ha → 整備後 0.04 C-t/ha = ▲0.53 C-t/ha
※流出する土砂が少ないことから、土砂に含まれる炭素を固定する量が多くなる。
事業区域面積(B)：環境貢献林整備事業実績 = <u>2,703ha</u>
44/12(C)：炭素から二酸化炭素への換算係数
0.3(D)：流出土砂排出炭素係数

この結果（1,576 CO₂-t/年）を、自家用車1台当たりの二酸化炭素年間排出量（2.3 CO₂-t/台）と比較すると、概ね685台分に相当する。

【貨幣価値への換算】

事業効果（土砂流出の減による土中の炭素固定量の維持）を、火力発電所の化学吸収法による二酸化炭素分離回収コスト（5,500円/CO₂-t）から貨幣価値に換算した。

なお、評価期間を20年とし、将来の貨幣価値を現在価値化（社会的割引率4.0%）して算出すると、20年間の効果は118百万円となる。

2) 里山林対策

里山林対策については、第2期までの取組により、景観の改善や里山の活用、鳥獣被害対策に寄与するとともに、「地域の価値を高める活動」が展開された一方、人家等の近くにある森林では集落周辺の景観悪化や鳥獣被害、風倒木や松くい虫被害を受けた森林が存在することから、地域全体での計画的な整備や適切な整備区域の設定による効果の拡大に向けた計画的な整備が課題となりました。

そこで第3期では、地域課題（景観悪化、防災対策、鳥獣被害等）を解決するための活動支援や新たな資源利用等里山林を活用した取組の支援を通じ、地域が森林の再生に取り組む活動を計画的に推進しました。

(1) 目標と実績

【ワーク目標】【成果目標】【事業目標】 地域資源保全活用事業の実施箇所

目 標 : 50箇所 (H24~R2 累計)

実 績 : 48箇所 (H24~R2 累計) うち H29~R2 累計は21箇所

(2) 成果に対する評価

① 地域資源保全活用事業

評価の視点 I

☑地域資源森林の活用を通じた地域全体での計画的な整備ができたか。

第3期における実施箇所数は、平成28年度末の27箇所から、令和2年度末には48箇所に増加し、目標を達成する見込みです。この要因として、市町担当者や森林組合が、地域住民からの声を拾い上げ、事業説明会を積極的に開催するとともに、事業説明会では、他地域の事例などを参考に、地域住民が考える森づくりの構想が具体的な整備計画に反映されるよう素案作成等を支援したことが挙げられます。

この事業を通じ、各地域において、地域住民の憩いの場である森林や貴重な生態系のある森林といった、いわゆる地域資源森林の存在が明らかになり、解決するための整備計画を地域住民自らが作成して実施するとともに、併せて歩道づくりや東屋、ベンチの設置といった住民にとって快適な森づくりに取り組み、事業実施後も地域住民自ら継続的な維持管理を行う事例がみられました。

その一方、第3期中にこの事業に取り組んだ地域の所在は23市町中10市町に留まっており、取組のあった市町とそうでない市町における活動団体数や活動数の差は拡大しています。さらに、取組のあった市町においても、地域住民等の活動範囲がそれぞれの地域内に限定されており、活動地域に広がりがないため成果は局所的なものとなっています。

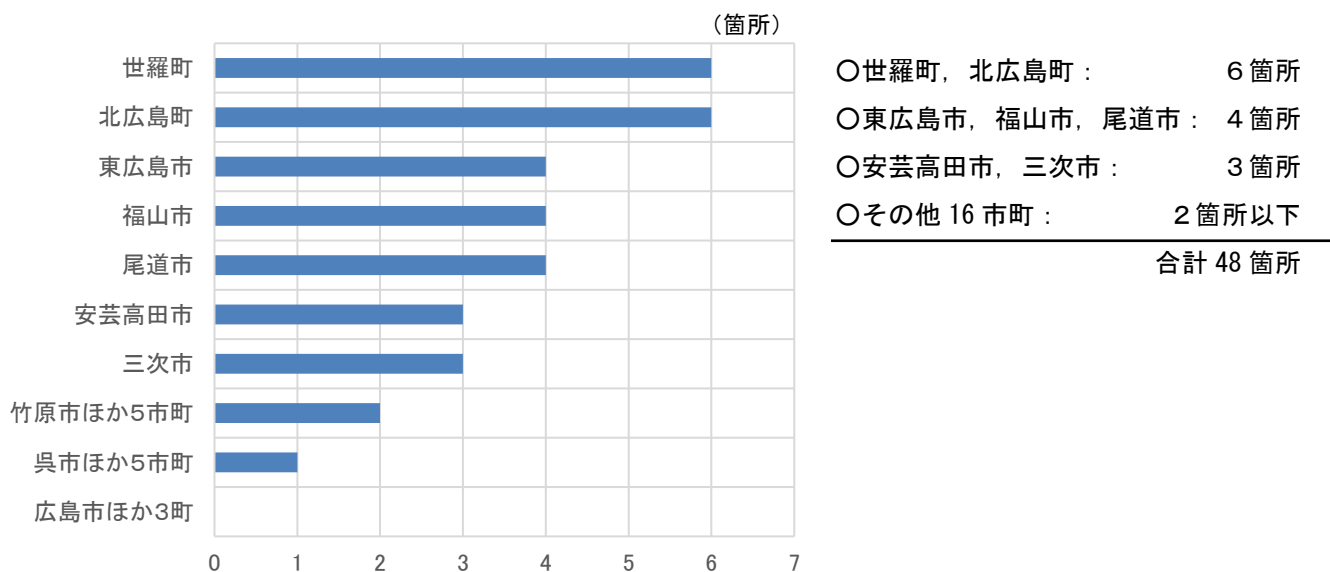
これらの要因として、聞き取り調査等の結果では「活動の開始や継続、発展などに向けた取組



【 里山整備計画の検討 】



み方がわからない」などの声が挙げられており，課題を認識していても解決に向けた活動につながられていない地域（団体等）があることが推察されます。



【 地域資源保全活用事業 市町別実施箇所数 】

評価 I

【成果】 地域住民等による主体的な森林保全活動の実施箇所については，令和3年度事業計画を含めると目標を達成する見込みであり，地域住民の憩いの場のような森林の保全活動を通じ，森林と親しむ機会の創出や継続的な地域資源の管理につながっています。

【課題】 森林保全活動の箇所数は一定数増加しましたが，地域住民等の活動範囲が地域内に限定されて活動地域に広がりがありません。

② 里山林整備事業，里山防災林整備事業

評価の視点Ⅱ

☑地域の実情に応じた地域課題（景観悪化，防災・減災，鳥獣被害対策等）解消に寄与したか



第3期では，地域ごとに異なる里山林の課題を明確にしたうえで里山林整備に取り組むため，里山林整備事業に課題ごとの区分（型）を設定しました。また，地域住民による防災・減災のための里山林整備の推進を図るため，里山防災林整備事業を新たに設置しました。

ア 景観悪化対策

里山林整備事業のうち景観保全型は，設定した型の中で最も活用され，整備面積は4年間で約474ha（21市町，746件）となりました。県民アンケート調査等の結果では，「地域活動では困難な森林の整備ができた」，「管理する体制を整備し，一気に計画的に進めることができた」等の取組事態を評価する意見や，「里山の景観の改善及び森林機能の改善につながった」，「道路沿いの広葉樹等の整備で見通しが良くなり，通行が楽になった」等，取組により地域課題の解決につながったという意見がみられました。さらに，「山がきれいになることで周辺の草刈り等維持管理にも力が入る」等，今後の維持管理に対するモチベーション向上につながるような意見がありました。

イ 防災・減災対策

里山林整備事業のうち防災・減災型は，4年間で約26ha（9市町，109件）実施されました。他方，実施額及び実施件数をみると，令和2年度の実績は，平成29年度に比べ事業費が3倍，実施件数が2倍程度となりました。この事業区分では，地域住民が一体となって，住宅地裏山などの除間伐や巡視路の開設，簡易な木製構造物の設置に取り組み，里山林の防災・減災機能の増加が図られました。特に，平成30年7月豪雨災害による被災箇所への対応として，被害木等の整理及び処分や，土砂流出の防止のために必要な木製構造物及び大型土のう等の仮設構造物の設置が実施されたことにより，二次災害の防止につながりました。



【平成30年7月豪雨被災地の事業実施】

里山防災林整備事業は、平成 26 年 8 月豪雨災害の被害が甚大であった広島市の住宅団地裏で多く活用されました。この事業を活用して地域防災の森づくりに取り組んだ地区では、自治会等住民団体が土砂災害のおそれのある区域において里山林整備を行い、林内の下層植生の回復や樹木の健全な成長を促すことで、防災・減災機能の向上を図りました。また、地域住民が森林の状況を把握できるよう、森林を巡視するための道を整備したことで、自主的な森林管理の推進や防災意識の向上にもつながりました。

ウ 鳥獣被害対策

里山林整備事業のうち鳥獣被害防止型は、4 年間で約 134ha（15 市町、345 件）実施されました。県民アンケート調査等の結果では、「鳥獣の出没回数が減少し、被害を軽減することが出来た」等、取組が地域課題の解決に寄与しているとする意見がみられました。さらに、「イノシシやシカよけの柵の管理が楽になり、鳥獣対策にもやる気が出た。」、「（鳥獣被害対策の）良い見本となり、周囲の農家の対策意欲喚起にもつながっている」等、森林所有者やその周囲の者の、維持管理に対するモチベーションの喚起・向上の機会となったことを評価する意見がありました。

エ 地域資源活用、環境緑化・保全対策

里山林整備事業のうち地域資源活用型と環境緑化・保全型は、期中において実績が増加したものの、景観保全型や鳥獣被害防止型に比べると少ない結果となりました。（地域資源保全活用型：4 年間実績 約 44ha（7 市町、54 件）、環境緑化・保全型：4 年間実績 約 11ha（2 市町、11 件））この理由として、地域資源活用型と環境緑化・保全型が県民生活をよりよくすることを目的とした事業区分であるのに対し、景観保全型や鳥獣被害防止型は県民生活に支障を来すなど改善の必要性が高い課題の解決を目的とした事業区分であり、事業の担い手や交付金が限られる中、後者が選択されたものと考えられます。

オ その他

里山林整備事業で行われた作業内容に着目すると、危険木・枯損木処理、竹林整備、松くい被害処理が事業全体の実施面積のうち約 3 割を占めており、中でも、竹林整備の実施割合が増加しました。この背景として、県民アンケート調査等において、特に竹林の繁茂が地域課題となっているという声が多く聞かれたことから、地域のニーズが高いことが考えられます。加えて、「竹林を整備したところ、近隣地域の方々から整備依頼があるなど反響が大きかった」といった、事業の波及効果（地域住民等が事業実施地を見て、身近にある解決すべき潜在的な里山の課題に思い至り、その解決のため里山林整備を要望する）が挙げられました。

【 里山林整備事業の主たる作業内容別の実施状況 】

(ha)

作業内容	事業区分	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合計
危険木・枯損木処理(a)	計	38.61	23.76	11.29	11.96	85.62
	景観保全型	32.62	19.04	7.23	7.38	66.27
	地域資源活用型	1.34	1.74		1.90	4.98
	防災・減災型	4.65	2.98	4.06	2.68	14.37
竹林整備(b)	計	18.00	17.15	22.68	22.86	80.69
	景観保全型	15.34	14.38	18.97	18.79	67.48
	地域資源活用型	2.66	2.77	3.60	4.05	13.08
	防災・減災型			0.11	0.02	0.13
松くい被害処理(c)	計	15.43	17.98	16.81	20.64	70.86
	景観保全型	15.05	15.20	13.75	15.44	59.44
	地域資源活用型	0.38				0.38
	環境緑化・保全型		2.78	3.06	5.20	11.04
合計(a+b+c)		72.04	58.89	50.78	55.46	237.17
里山林整備事業の年度別実績(d)		186.45	168.36	164.78	169.31	688.9
(a+b+c)/d*100 (%)		39%	35%	31%	33%	34%
b/d*100 (%)		10%	10%	14%	14%	12%

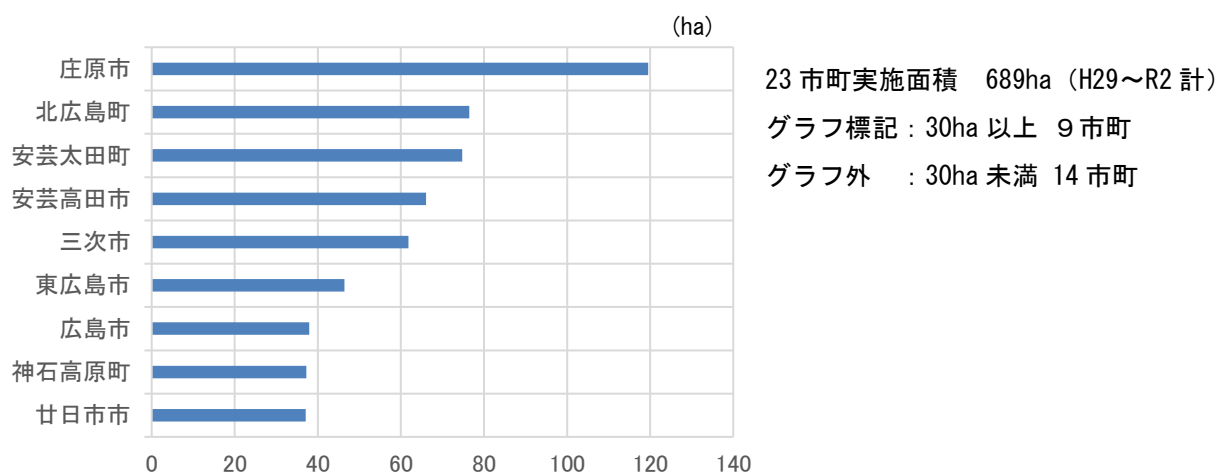
(注) 里山林整備事業で実施された作業のうち、下刈り、除間伐に次いで多く実施された作業を集計

里山林整備事業や里山防災林整備事業を活用することで、前述ア～オのとおり県内各地域における課題解決が進みましたが、その実施量は市町により大きく異なりました。里山林整備事業では、4年間で23市町すべてが活用し、約689haの里山林が整備されたところですが、市町別の実施面積をみると、最も多い市町が庄原市(約120ha)であるのに対し、30ha未満が半数以上の14市町となったほか、里山防災林整備事業では、実施地区は4年間で広島市内の12地区に留まり、事業効果は局所的なものとなりました。

里山林の整備は市町や森林組合が住民要望に基づいて実施していることから、各市町における事業量に差が生じる要因の一つとして、各市町が把握する要望量の差を挙げることができます。本県森林の所在等を踏まえると、前出の竹林のような潜在的な里山の課題は県下に広く存在すると想定されますが、現状では、事業制度を十分に周知できていない等により、市町において、地域が抱える里山の課題を把握できていないケースや、地域住民が里山の課題を抱えていても、地域のとりまとめ方や整備後の管理方法などに対する認識が共有できておらず、要望につなげられていないケースが生じています。

このほか、県民アンケート調査等の結果では、事業区分に関わらず、取り組む上での課題に関する意見が複数見受けられました。主には、「施業地の所有者探しや境界確認、地域と所有者の意向取りまとめに多大な労力、時間、費用(実費)が必要であるが、その費用が捻出できない」など整備地の確保に係る課題、「一度整備すると20年維持する必要があるが、高齢化により思うように手入れできない」、「里山林の植生は成長の早い広葉樹が主体であり、一回の実施で終わると数

年で元の状態に戻る（特に竹林は数年連続して作業しないと駆逐できない）ため、継続して実施することが必要」など事業後の整備方法とその期間に係る課題、「森林を活用しながら整備を行う「森の守り手」が不足している（担い手がない）」、「自己所有の山の手入れ活動をする方に対し、安全な作業方法の導入の仕方など基本技術を指導するシステムを集落単位等の小規模組織で育成する必要性を感じる」など取組を実施する担い手の育成に係る課題、このほか、「利用しやすい制度が必要。手続きが煩雑すぎて、一般の人には利用しにくい。」といった事業執行体制に係る課題がありました。



【 第3期における里山林整備事業の市町別実施面積（一部抜粋） 】

評価 II

【成果】景観悪化や鳥獣被害等の課題を明確にしたうえで里山林整備に取り組んだことにより、4年間で689haの里山林が整備でき、さらに事業実施の近隣地域での要望が増加するなどの波及効果が現れています。

【成果】平成26年8月豪雨による被害が甚大であった広島市では、住宅団地の裏山を中心に防災目的の基盤整備を実施したところ、自治会による裏山の巡視が慣例となるなど、自主防災意識の向上に寄与しました。

【成果】平成30年7月豪雨時には、他事業で対応できない被災森林において、被害木処理や大型土のうを設置して二次災害防止を図りました。

【課題】里山林整備は市町や森林組合が住民要望に基づいて整備していますが、地域が抱える里山の課題を把握できていない市町もあり、市町の間で整備面積に差が生じています。

【課題】地域住民が里山の課題を抱えていても、地域のとりまとめ方や整備後の管理方法などに対する認識が共有できておらず、里山林整備の要望につなげられていないケースも生じています。

【参考4】里山林対策に関する県民アンケート調査等の結果

区分	意見の概要
<p>■森林・林業関係団体</p> <p>○県民アンケート調査 (N=566)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者 ・自治組織等住民団体 ・森林ボランティア団体 ・森林組合 ・林業事業体 <p>○聞き取り調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・林業事業体 	<p>＜ 評価 ＞</p> <p>荒廃した里山林が整備できた</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動では困難な森林の整備（下刈り，除伐，間伐や，幹の太い木の伐採，竹林伐採）<u>ができた。</u> ○個人の里山を個人で細々と管理していたが，この事業を活用して<u>管理する体制を整備し，一気に計画的に進めることができ，住民の方々に喜んでいただいている。</u> <p>事業効果を感じた</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マツ枯れなどの枯損木の除去や雑木の伐採により，<u>里山の景観の改善及び森林機能の改善につながった。</u>また，<u>山林境界も判明した。</u> ○イノシシ等による鳥獣被害区域にバッファゾーン整備を実施したところ，<u>鳥獣の出没回数が減少し，被害を軽減することができた。</u> ○竹林を整備したところ，<u>近隣地域の方々から整備依頼があるなど反響が大きかった。</u> ○道路沿いの広葉樹等を整備したことで見通しが良くなり，<u>通行が楽になった。</u>交通事故発生予防が期待できる。 <p>今後の維持管理のモチベーションにつながった</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山がきれいになることで周辺の草刈り等維持管理にも力が入るほか，<u>イノシシやシカよけの柵の管理が楽になり，鳥獣対策にもやる気が出た。</u> ○事業実施箇所が，鳥獣以外防止対策の実施の<u>良い見本となり，周囲の農家の対策意欲喚起にもつながっていると感じる。</u> <p>＜ 課題 ＞</p> <p>整備の前段階における課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>施業地の所有者探しや境界確認，地域と所有者の意向取りまとめに多大な労力，時間，費用（実費）が必要であるが，その費用が捻出できない。</u> <p>事業後の整備の継続が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>一度整備すると20年維持する必要があるが，所有者等による管理は，所有者が高齢化する等で継続が難しい。</u> ○里山林の植生は成長の早い広葉樹が主体であり，<u>一回の実施で終わると数年で元の状態に戻る（特に竹林は数年連続して作業しないと駆逐できない）ため，継続して実施することが必要。</u> <p>実施主体の育成が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己所有の山の手入れ活動をする方に対し，<u>安全な作業方法の導入の仕方など基本技術を指導するシステムを集落単位等の小規模組織で育成する必要性を感じる。</u> ○関心の低い人が多く，<u>参加者が高齢化している。資格取得や技術修得の場が近くにないため参加意識が低下しそうである。</u> ○森林を活用しながら森林整備を行う「<u>森の守り手</u>」が不足している。<u>担い手がない。</u> ○里山林整備を継続し，<u>つなげていくための仕組み作りが必要。</u>例えば整備により発生した木材の利用促進（バイオマス利用に向けた，関係業者との橋渡し等）や森の産物の再評価，獣害対策と活用（ジビエ等）の両立など。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>利用しやすい制度が必要。</u><u>手続きが煩雑すぎて，一般の人には利用しにくい。</u>

【参考4】里山林対策に関する県民アンケート調査等の結果

区分	意見の概要
<p>■市町</p> <p>○県民アンケート調査</p> <p>○聞き取り調査</p>	<p>＜ 評価 ＞</p> <p>事業効果を感じた</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路周辺の森林整備をすることで、通行の安全確保と景観の回復ができた。また、農地周辺の森林を整備することで防衛柵の設置が可能になり、獣害の軽減につながった。 ○里山林の整備に対する支援は整備意欲を高める効果があり、地域での取組につながった。 <p>＜ 課題 ＞</p> <p>協定期間中の整備が難しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施業後の20年間は所有者による維持管理を求めているが、<u>森林所有者の高齢化が進んでいるため定期的な管理が難しい可能性がある。</u> ○基本的に<u>20年に一度しか使えない</u>為、整備後にきちんと手入れをしなかった場合、3年程たてば元通りに近い状態になっている。 <p>所有者不明等で事業実施が進まない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と所有者の意向取りまとめや所有者探索に時間がかかる。 ○所有者不明森林について事業実施ができない。 <p>整備の担い手が不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業量は事業主体の作業能力に規定されるため、余力がない場合は要望が多くても実施を次年度に持ち越す場合がある。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民からの要望が多く、<u>せっかく要望を受けても年度内で全ての施業を実施できないので、交付金の増額を要望する。</u> ○広報が不十分のためか<u>事業要望が出る地域が偏る傾向がある。</u>

2 森林資源の利用促進

森林資源の利用促進については、第2期の取組により県産材の利用が進んだほか、継続的な木材利用に向けた仕組みづくりがなされたことにより、森林資源の利用が促進され、持続的な森林資源の活用につながりました。しかし、住宅における県産材利用量は伸びたものの、目標としていた県産材利用量に到達せず、また発注者・設計者の先入観・抵抗感から非住宅建築物の木造化は進みませんでした。

そこで第3期では、引き続き住宅分野への県産材利用の促進を図るとともに、住宅建築会社が建築する非住宅を含めた木造建築物の県産材の利用を推進するなど、県産材の需要拡大による森林資源の利用促進等により、森林経営を通じた森林の管理を行い、公益的機能の維持・発揮を図りました。

1) 県産材消費拡大支援

(1) 目標と実績

【成果目標】住宅分野への県産材利用

目 標	: 72,600m ³ (H29~R1 累計)
実績見込	: 59,412m ³ (H29~R1 累計)

【事業目標】住宅分野における県産材利用量（原木ベース）

目 標	: 58,550m ³ (R2)
実 績	: 56,159m ³ (R2)

(2) 成果に対する評価

評価の視点Ⅰ

県産材利用量の増加に寄与したか



評価の視点Ⅱ

県産材の需要拡大が森林管理につながったか



第3期では、木材の需要拡大を図ることにより、林業経営を後押しし、木材利用を通じた森林の管理を拡大させることを目的に、住宅分野へ県産材利用の支援に取り組み、目標としていた平成29年度から令和元年度までの3年間に59,412m³の県産材の利用を図りましたが、県内年間住宅着工規模10棟未満の住宅建築会社（以下、「小規模住宅建築会社」という。）は、仕様の切替や事務手間が確保できないこともあり、目標達成に至りませんでした。

当初は、令和元年度までの3か年で事業に取り組む予定としていましたが、将来的には、住宅着工戸数の減少に伴い、県産材を活用してきた住宅建築会社の県産材利用量が予見されるとともに、これから生産量が増加するヒノキは、土台以外の利用が少なく、生産量の増加に応じた需

要の確保が必要となることから、平成 30 年度に制度を見直し、これまでの取組に加えて、住宅建築会社が建築する非住宅を含めた木造建築物全体で県産材の需要を確保することで、県産材利用の拡大を図ることにしました。

また、利用した県産材は、適切な林業経営から生産された材であり、住宅分野で県産材を利用することと森林の管理は密接につながっています。このため、4年間の県産材利用量から、森林管理面積を算出すると2,111haになります。

【 県産材消費拡大支援の取組実績（平成 29 年度～令和 2 年度） 】

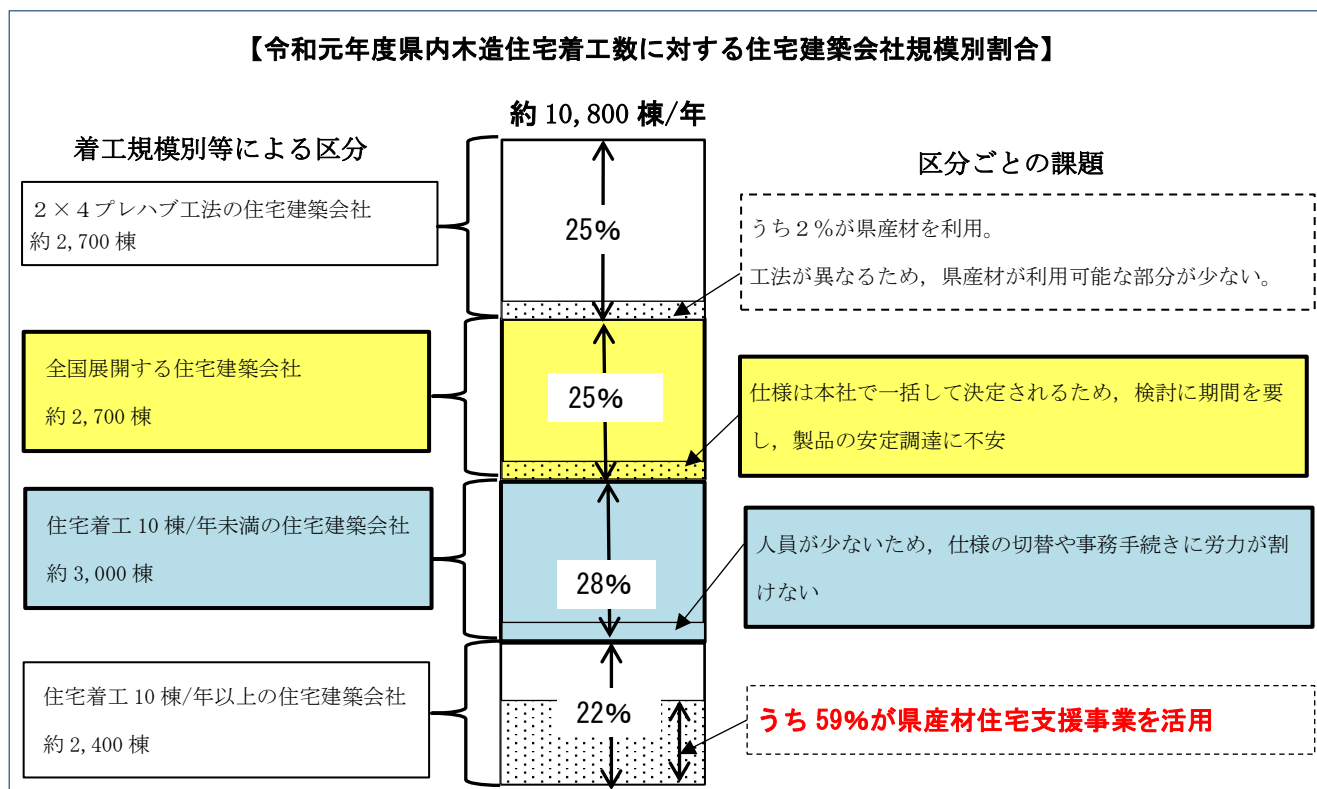
	H29	H30	R1	R2	(H29～R2) 合計	森林整備 換算面積(ha)
県産材利用量(m3) (製品ベース)	19,672	19,139	20,601	23,980	83,392	2,111

【算定式】

森林管理貢献面積(ha)=県産材使用量(m3)÷製材歩留÷ha当たりの木材搬出量(79m3/ha)で算定

※製品歩留:住宅等0.5 木材搬出量はH28～R2の県内搬出量の平均

【令和元年度県内木造住宅着工数に対する住宅建築会社規模別割合】



【 県産材消費拡大支援における県産材利用が進まなかった課題 】

【成果】住宅分野において、平成29年度～令和2年度の4年間で約8万3千m³の県産材が利用され、森林経営を通じた森林管理に貢献しました（約2,111haの森林管理に相当）。

【成果】住宅建築会社と製材工場の間で安定供給協定が締結され、住宅建築会社の県内で着工する新築木造住宅の約2割（2,366戸）で県産材を利用する標準設計が採用されるなど、県産材の供給に向けた仕組みが構築されました。

【課題】県内で着工する木造住宅のうち、

- ・小規模住宅建築会社では、人員が少なく県産材への切り替えに労力が割けないことから、県産材の利用が進んでいません。
- ・全国展開する住宅建築会社では、製品の安定的な調達に不安があることから、県産材の利用が進んでいません。

【課題】今後、主伐が増加し、製材に適した比較的良好な規格の出材量が増加する一方、新設住宅着工戸数の減少（民間予測：年平均2.6%程度減）による木材需要の落ち込みが予測されており、生産された木材が規格に応じて適切に利用されるためには、更なる需要先の確保が必要です。

3 新たな森の守り手の育成

第2期までの取組の結果、依然として多くの手入れ不足森林が存在する中、県内において延べ7万人規模の森林ボランティア活動が展開されるとともに、小規模な林業経営による木材生産や地域住民等による木質バイオマス等の活動を行う者が新たに出現していることを受け、第3期では、新たな主体による森の守り手（小規模林業経営や地域住民、森林保全活動団体等）を育成し、森林の活用を図りながら森林整備を行うことにより、手入れ不足森林を解消することとしました。

1) 新たな森の守り手の育成支援

(1) 目標と実績

【成果目標】

目 標	：小規模林業経営を行う者の数	25名（R2末）
	自立して活動を行う森林保全活動団体数	33団体（R2末）
実 績	：小規模林業経営を行う者の数	25名（R2末）
	自立して活動を行う森林保全活動団体数	25団体（R2末）

(2) 成果に対する評価

① 小規模林業経営を行う者

評価の視点 I

小規模林業経営を行う者への活動に寄与したか。



小規模林業経営を行う者に対しては、自主的・継続的な森林整備活用につながる取組が始まるきっかけとなるよう、木材生産のための安全対策技術や作業道開設技術の講習会開催、安全装備の購入などの活動開始時の初期費用や活動経費等の支援を行いました。この結果、小規模林業経営を行う者の人数は支援開始前（平成28年度）の5名から25名まで増加しました。

特に、自ら森林を管理して林業経営を行う「自伐林業」を実践しながら、他の仕事でも収入を得る「半林半X」という新たなライフスタイルを目指す中山間地域への移住者を対象に林業研修や、林業作業の実践に対し支援した結果、新たな者が参入するなどの効果を生んでいます。

しかしながら、令和2年度の目標には到達しておらず、小規模林業経営を行う者を支援する「里山活用・保全活動支援事業」は年間4件と低迷し、支援先も毎年同一であり活用は限定的でした。活用が低迷した主な要因について、関係者への聞き取り調査（※2）では、本県における小規模林業経営者はまだ少数であり、活動規模が小さく活動資金の確保が不安定であること、所有林を持たない場合は活動場所を確保できないこと、森林整備や労働安全に関する技術が十分ではないこと、支援内容が類似する「里山保全活用支援事業」を活用していること、希望する支援がないため事業を活用していないこと、支援自体を認知していないことなどが挙げられました。

※2 関係者への聞き取り調査は、平成29年度から令和2年度にかけて、県が小規模林業経営者に対し、随時実施

② 自立して活動を行う森林保全活動団体

評価の視点Ⅱ

☑自立して活動を行う森林保全活動団体への活動に寄与したか。

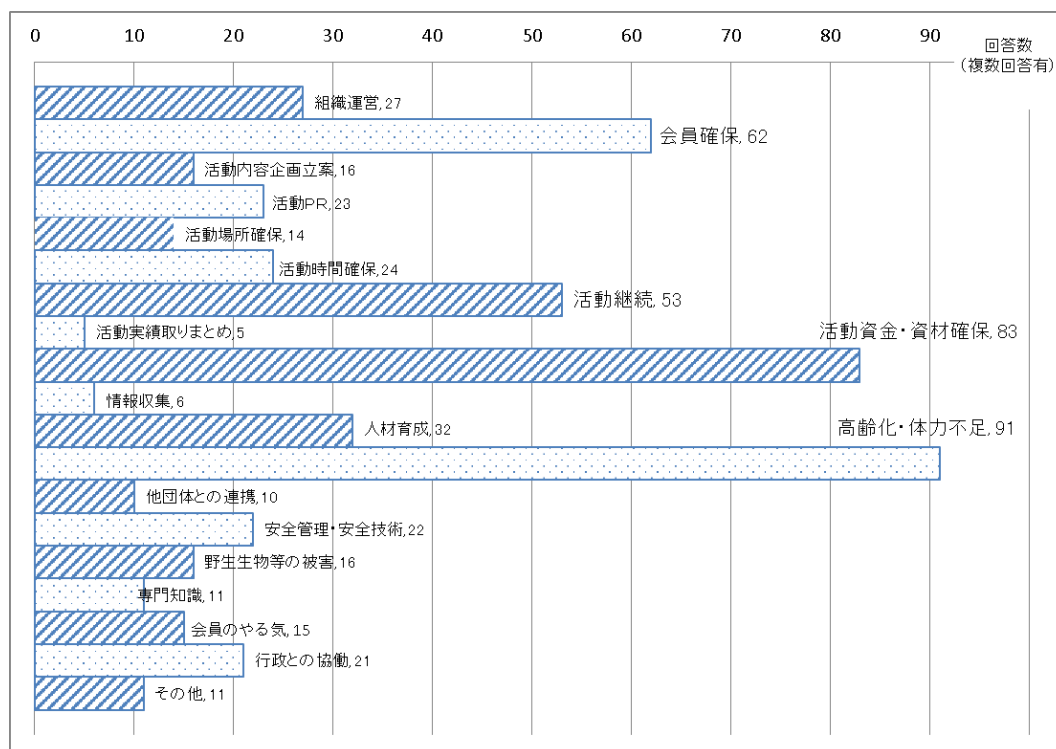


自立して活動を行う森林保全活動団体に対しては、地域の里山林整備や会員の技術力の向上を図るため、講習会開催経費や森林整備に係る資機材購入費、消耗品経費、地元の林地残材を燃料とする木質バイオマス施設整備や丸太の集荷場所の設置・運営、森林ボランティアの育成講習会や安全教育講習会等の取組に対し支援を行いました。また、新たな森の守り手の相互連携を高めるため、知識やノウハウ、課題等の情報交換の場としてワークショップを開催するなどして、団体活動の発展と継続に寄与することができました。

しかしながら、令和2年度の目標値は未達成となりました。このことについて、県民アンケート調査等の結果、及び森林保全活動団体へのアンケート調査（※3）の結果から、団体会員の高齢化や減少、活動資金の不足、技術の成熟度が十分でない等、活動の継続や発展の妨げとなる様々な課題を抱えているために、自立して活動を行う段階に至れない団体や、新規の団体設立につながらなかった事例が明らかになりました。特に、過疎化や高齢化が進む地域では、人材や組織体制の不足が顕著であり、森林保全活動に地域差が生じる状況となっています。

このほか、事業制度の手続きが煩雑で負担となるため事業を活用しない団体や、支援内容が類似する国の事業を活用している団体が一定数あることも目標未達の要因として挙げられます。

なお、こうした課題は、森林保全活動を行う団体全体に共通するものであり、森林ボランティア団体が抱える課題調査（令和元年度実施）では、「高齢化・体力不足」を筆頭に、次のグラフに示す課題が挙げられました。



【 森林ボランティア団体が抱える課題 】

※3 森林保全活動団体へのアンケート調査は、令和元年度に、県内で森林保全活動または森林・林業体験活動を実施している団体（174団体）を対象として実施

評 価 I・II

【成 果】 森林保全活動を通じた活動資金確保に取り組む団体の設立や、林業と他の仕事との組み合わせで収入確保を目指す者の出現など、森の守り手が増加しました。

【成 果】 森の守り手の多くは放置された里山林の環境を改善する目的で活動しており、守り手への支援が地域の里山の保全につながっています。

【成 果】 安全技術を指導する団体や、林地残材を買い取る団体への支援を通して、それらの団体と関わる者の、森の守り手としての技術向上や活性化につながりました。

【課 題】 森の守り手は、継続的な取組に必要な安定した収益の確保に取り組んでいますが、活動の継続に向けては、人材の確保やノウハウの不足など、不安要素が大きい状況です。

【課 題】 こうした課題は、自立している森の守り手に限らず、県内で森林保全活動に取り組む多くの団体が抱えており、団体の自立や新規設立が進んでいません。

【課 題】 特に、過疎化や高齢化が進む地域では、人材や体制の不足が顕著であるため、森林保全活動には地域差が生じています。

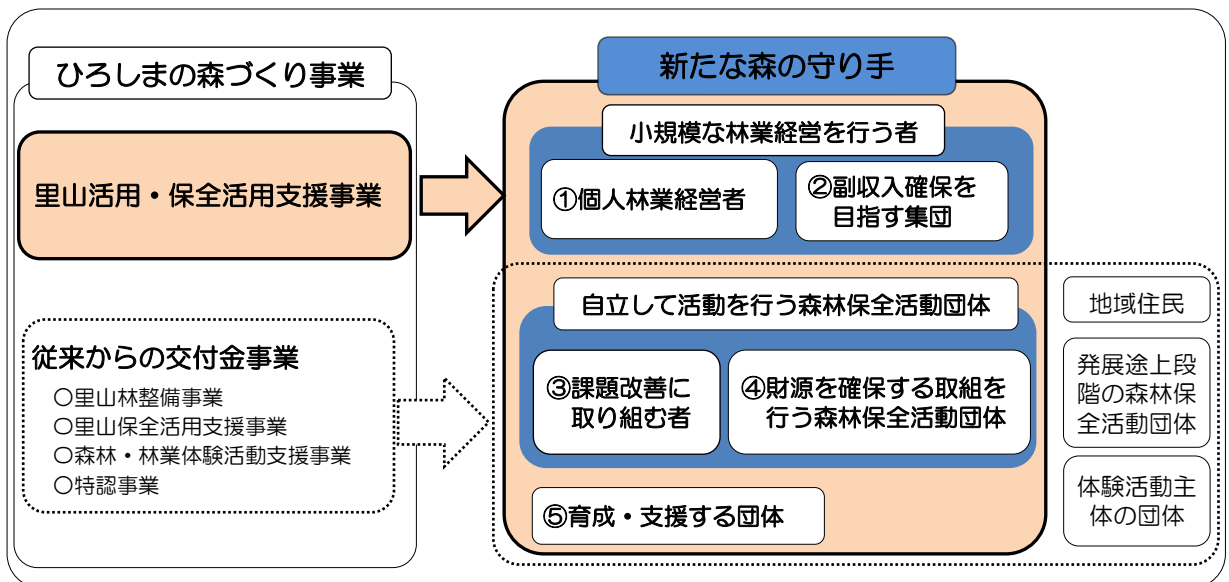
【参考5】新たな森の守り手について

1 新たな森の守り手の定義

新たな森の守り手とは、次の①～⑤に該当する者又は団体と定義しています。

- ①所有森林を管理しながら、林産物や森林の環境を活用した活動により、自らの収入を補うための実利を得るために取組を行う個人林業経営者
- ②素材生産等により自らの収入を補うため副業収入の確保を目指す集団
- ③安全に森林保全活動を継続するため安全教育や伐採技術習得などの課題改善に取り組む者
- ④活動継続に必要な財源を確保する取組を行う森林保全活動団体
- ⑤小規模林業経営者のための集荷場所設置・運営や、安全教育講習会・講師派遣をするなど、①～④の取組を行う者を育成・支援する団体

2 新たな森の守り手と支援イメージ



【参考6】森林保全活動団体に関する県民アンケート調査等の結果

区分	意見の概要
<p>■森林・林業関係団体</p> <p>○森林保全活動団体アンケート調査 (N=174)</p> <p>・森林保全活動団体</p>	<p>＜ 課題 ＞</p> <p>組織運営・人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退職後に活動している者が中心であり、<u>年齢層が高く、後継者（リーダー）育成や若年、中年層の会員確保がされていない。</u> ○体験活動の一般参加者が、活動団体に所属する割合が少ない。 ○活動場所が固定しており活動面積が小さい。 ○各団体は単独的な活動が多く、<u>団体間の情報交換や相談する機会が少ない。</u> ○<u>安全管理や安全技術に対する意識や知識が不足している。</u> <p>活動場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動する会員は確保しているが、活動場所の森林所有者の特定や活動への同意取得等の調整が困難。 ○自己所有林を持たない小規模林業経営者の事業量が十分に確保できていない。 ○活動場所が豊富な団体は労力が足らず、活動場所を探せない団体は活動機会が少ない。 <p>活動資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動に係る機材・燃料・消耗品の調達のため資金が必要であるが、薪等の林産物の販路がないことや、ある場合でも買取り価格が安価であるため、販売収入ではまかなえない場合が多い。 <p>事業制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>補助金事務</u>に不慣れな団体が多く、事務処理が負担となっている。 ○類似する支援メニューが複数あり、利用する側は選択しづらい。
<p>■森林・林業関係団体</p> <p>○県民アンケート調査 (N=455)</p> <p>・自治組織等住民団体</p> <p>・森林ボランティア団体</p>	<p>＜ 評価 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年に1回安全講習を実施し、効果を生んだ。もう少し頻度を増やしたい。森の担い手ワークショップはとても良かったので、次世代を育成する場にもしてほしい。 <p>＜ 課題 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>安全確保、効率化、新技術、設備、機械などの新しい情報、より良い参考事例を提示して欲しい。</u> ○様々な団体が協力して整備できるフィールドの設置や、公募による森林整備活動などがあると良い。 ○伐採した木材が適当な価格で販売できる市場が必要。 ○講師代の上限が低いため、呼べる講師が限られる。 ○申請報告書作成にかかる時間が大きい (⇔申請事務の簡素化)
<p>■市町</p> <p>○県民アンケート調査</p> <p>○聞き取り調査</p>	<p>＜ 評価 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林研修を受講された方は刈払い機やチェーンソーが使えるようになり、自ら里山などの手入れをしていきたいと意欲的になった。 ○住民参加型の里山林保全活動の促進や、森林・林業に対する理解を深める機会が提供できた。 ○地域ぐるみの活動が継続的に取り組んでいる。 <p>＜ 課題 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体の高齢化や担い手不足が進んでいる。 ○林業経営をしたい団体に対し補助金制度の充実をお願いしたい。

(注) 「3新たな森の守り手の育成」と「4県民の理解促進(森林ボランティア活動)」のアンケート調査結果について、回答者である活動主体やその活動内容は重なる部分が多いため、同様の回答が掲載されている箇所がある

4 県民の理解促進

森づくり活動に参加していただき、森づくり活動に対する理解や関心を高め、県民参加の森づくりを推進するとともに、県民から特別に税を徴収していること、及び、事業内容や施策効果を県民に的確に伝えることで、使途の明確化や事業の理解促進に向けた広報を実施し、県民の理解を得ながら事業を実施するため、第2期に引き続き、次の取組を実施しました。

1) 県民参加の促進

森づくりの重要性を理解する者や森林ボランティア活動を行う者を増加させるための支援

2) 広報事業

使途の明確化や事業の理解促進、森づくり活動に対する関心を高めるための広報

また、第3期事業の検証にあたり、税の使途や令和4年度以降の森づくりの在り方に対する県民の意見を幅広く把握し、今後の参考とするために、県民アンケート調査（※1参照）、森林保全活動団体アンケート調査（※3参照）、インターネットアンケート調査（※4）を実施しました。

1) 県民参加の促進

(1) 目標と実績

【成果目標】

目標	: 森林ボランティア活動の延べ人数(年)	80,000人(R3末)
実績見込	: 森林ボランティア活動の延べ人数(年)	38,118人(R3末)

(2) 成果に対する評価

評価の視点Ⅰ

森づくりを理解する者や森林ボランティア活動を行う者の増加につながったか。



評価の視点Ⅱ

森林・林業体験活動や木育活動の推進に寄与したか。



第3期では、住民参加による里山林の保全活用に向けた活動を促進させるため、住民団体やNPO等自らの企画・立案による取組を支援してきました。

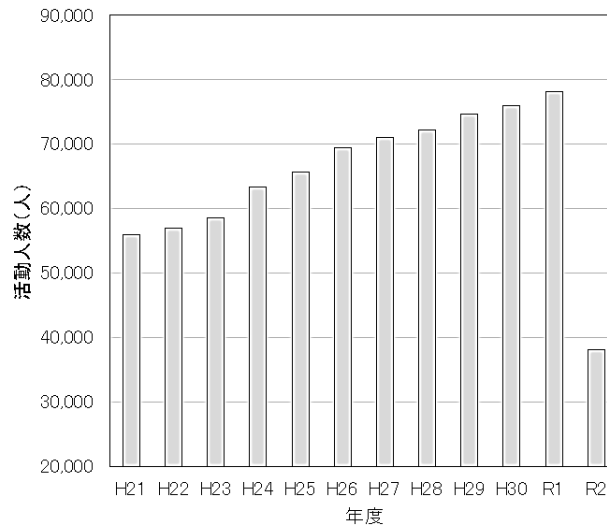
また、森林・林業体験活動や木育活動に取り組む様々な団体や組織、県民に対し、活動に必要な情報や機会の提供、スキル習得の場の提供やイベント開催の支援等を行い、県民全体で森林を守り育てる意識の醸成を図りました。

この結果、記念植樹などの気軽に参加できる活動からチェーンソーを使った伐採を伴う活動まで、多様な森林ボランティア活動が行われました。活動の参加者は、企業や地域住民のほか、これまで森林・林業とは関わりのなかった分野の団体まで広がってきており、森林・林業への関心や理解が促進されました。また、都市部の商業施設で開催する木育活動や子どもを対象とした森

※4 インターネットアンケート調査は、広報事業の効果を検証するために、無作為抽出した県民(1,000人)を対象として、平成24年度から毎年実施(令和2年度までの調査結果についてはP65に掲載)

林・林業体験ツアーの開催など、これまでと異なる層（幼児・子育て世代）に対する森林・林業への理解促進の取組が始まっています。さらには、森づくり事業で支援した団体が自主的に活動を展開したことで、全体として森づくり活動人数は順調に増加し、令和元年度には目標としていた8万人に迫る参加がありました。

ただ、新型コロナウイルス感染症の拡大による活動自粛や規模縮小のため、令和2年度には4万人弱まで落ち込んでおり、今後の見通しが立たない中、従来規模での再開は困難な状況です。



【 森林ボランティア活動人数の推移 】

評価 I・II

【成果】記念植樹などの気軽に参加できる活動からチェーンソーを使った伐採を伴う活動まで、多様な森林ボランティア活動が行われました。活動の参加者は、企業や地域住民のほか、これまで森林・林業とは関わりのなかった分野の団体まで広がってきており、森林・林業への関心や理解が促進されました。

【課題】森林ボランティア活動の参加者は増加してきましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響から活動が停滞し、従来の規模での再開が困難となっています。

【参考7】県民の理解促進（森林ボランティア活動）に係る県民アンケート調査等の結果

区分	意見の概要
<p>■森林・林業関係団体</p> <p>○県民アンケート調査 (N=455)</p> <p>・NPO 団体, ・住民自治組織等</p>	<p>＜ 評価 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年に1回安全講習を実施し、効果を生んだ。森の担い手ワークショップはとても良かった。 ○地元団体の活動に参加・協力させていただき、地元の方では難しい伐採・整備が実施できた。森林体験・安全講習等も実施でき森林への理解も深まった。 ○自然に親しむ里山での活動に親子連れの参加者が増えてきた。以前は町外の参加者が多かったが現在は町内外の割合が半々になっている。地元の人の中にも里山の自然環境に関心を持つ人が増えてきている。 ○竹林整備の為、竹を伐採し伐採した竹を地域のイベントで再利用することで竹林整備と観光客の誘客の2つの効果をもたらすことができたので良かった。 ○歩道の刈払い・維持整備ができた。また、コロナ禍で森林の散策利用者が増加する中、作業に対し感謝されている。 ○活動に必要な資機材を整えることができ活動が活発化した。安全技術講習会などで会員の安全教育ができ、これまで3年間、会での事故は発生していない。 <p>＜ 課題 ＞</p> <p>組織運営・人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動の相談総合窓口があるとよい。 ○ボランティアの育成が必要。スタッフが不足し、活動規模が制限されている。 ○ボランティアの代表者がいない。若者の協力者がいない。 ○目的に応じた森林整備に関しての勉強会・講習会を県主体で開催してくれるとよい。森づくり事業実施者のネットワークや交流会があるとよい。 ○一般募集した参加者を指導するための指導者養成（安全対策、技術など）に取り組んで欲しい。 <p>活動場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講習会で育成した森林ボランティアの方々の活動の場が少ないと感じる。(様々な団体が協力して整備できるフィールドの設置や、公募による森林整備活動などがあると良い) <p>活動資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他団体との連携や要請を受けての派遣等に係る人件費・交通費を経費としてみてほしい。 ○講師代の上限が低いため、呼べる講師が限られる。 <p>事業制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請報告書作成にかかる時間が大きい (⇒申請事務の簡素化) ○予算が限られており、活動希望の申請書を出した時には枠がいっぱいで断られた。 ○利用の仕方がよく分からない。
<p>■市町</p> <p>○県民アンケート調査</p> <p>○聞き取り調査</p>	<p>＜ 評価 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林研修を受講された方は刈払い機やチェーンソーが使えるようになり、自ら里山などの手入れをしていきたいと意欲的になった。 ○住民参加型の里山林保全活動の促進や、森林・林業に対する理解を深める機会が提供できた。 ○地域ぐるみの活動が継続的に取り組んでいる。 ○小学校の林業体験や施業安全講習など継続した活動ができた。 <p>＜ 課題 ＞</p> <p>組織運営・人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域で取り組む里山林保全活動事業に取り組む地域団体が少なく（高齢化のためか？）ボランティアの育成につながっていない。 ○近年、森林ボランティアの人数及び団体数が極端に減少している。 ○研修終了者をその後受け入れてもらえる団体などの体制ができていない。 ○毎年体験活動を行う団体のうち、参加人数や取組内容が毎年同一で広がりがないものがある。 ○団体の高齢化や担い手不足が進んでいる。 <p>活動場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年7月豪雨災害に伴う土砂崩れによって活動の場が失われた。 <p>事業制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体は、趣味的なボランティアを行うものと、森林環境を整備し将来的に林業経営をしたいものに二極化されており補助対象の範囲や項目について細分化が必要に感じる。また林業経営をしたい団体に対し補助金制度の充実をお願いしたい。 ○コロナ時やその後の研修、イベントの実施をどのようにするのか分からない。

(注) 「3新たな森の守り手の育成」と「4県民の理解促進（森林ボランティア活動）」のアンケート調査結果について、回答者である活動主体やその活動内容は重なる部分が多いため、同様の回答が掲載されている箇所がある

2) 広報事業

(1) 目標と実績

【成果目標】

目 標	: 森づくり事業の認知度	50.0% (R2 末)
実績見込	: 森づくり事業の認知度	42.9% (R2 末)

(2) 成果に対する評価

評価の視点 I

県民が森づくり県民税の存在を知り得る広報ができたか。



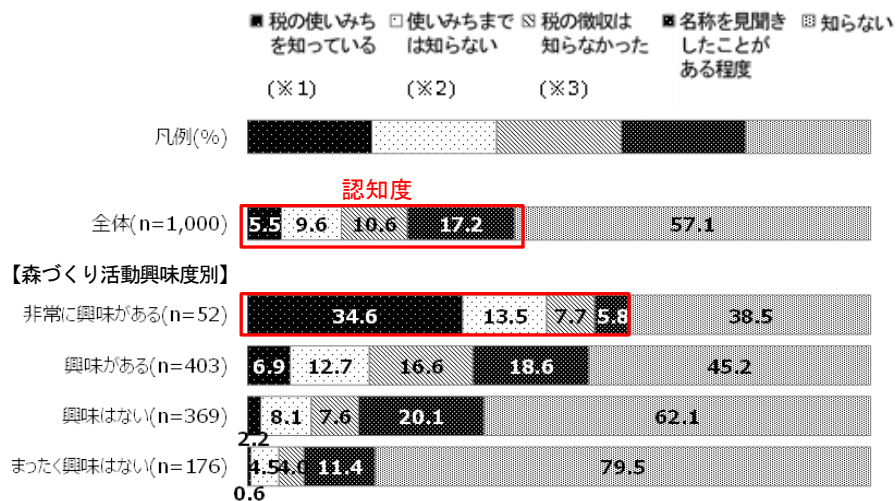
多くの県民が森林の機能や役割の重要性を認識する中、第3期から有名スポーツ選手を広報キャラクターに継続起用した結果、インターネットアンケート調査における認知度は平成30年度に47.0%で過去最高を記録し、その後、ほぼ横ばいで推移しています。

【 県民アンケート調査等における森づくり事業の認知度の推移 】

	第1期					第2期					第3期				
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
県民アンケート調査				27.9%					25.7%						45.5%
インターネットアンケート調査						44.7%	38.7%	38.4%	30.4%	34.9%	45.6%	47.0%	46.2%	42.9%	

(注) 県民アンケート調査の認知度は、回答者のうち事業実施関係者を除く納税者（県民及び法人）の結果を集計して算出

令和2年度に行ったインターネットアンケート調査結果では、認知度42.9%となりましたが、そのうち森づくり県民税の使いみちまで知っていると回答した方は5.5%となりました。また、森づくり活動に興味がある人ほど、税の認知度の割合が高いことがわかりました。



評 価 I

【成 果】有名スポーツ選手を広報キャラクターに起用し、森林整備へ関心を誘導するCM動画の放送やポスターの商業施設等への配架に併せ、各市町の広報誌に森づくり事業の取組状況や事例を紹介したことにより、森づくり事業の認知度は、平成27年度の25.7%から令和2年度には42.9%と大きく向上しました。

【課 題】森づくり県民税の認知度は向上しましたが、目標の50%を下回っており、税の用途にあっては、認知度が5.5%と低い状況にあります。

評価の視点Ⅱ

☑市町と連携した森づくり事業の成果や活動実績を中心とした広報ができたか。



第3期から、県内全市町広報誌に各市町の森づくり事業の取組状況や事例を紹介する誌面を掲載するなど、取組内容への理解促進につながる広報を実施しました。

その結果、各市町において、市町広報誌を見た住民からの事業に関する問い合わせや事業実施の要望が増加するなど、事業に対する理解や実施の促進につながった事例がみられました。

【事例 庄原市広報誌】

【事例 府中市広報誌】

評価Ⅱ

【成果】全23市町広報誌に各市町の森づくり事業の取組状況や事例を紹介する誌面を掲載するなど、取組内容への理解促進につながる広報を実施しました。

第5章 評価等のまとめ

1 施策区分の評価一覧

第4章「事業効果の評価等について」を施策体系の区分ごとに一覧にまとめました。

第3期計画		成果	課題
目指す姿	区分		
(県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現) 森林の持つ公益的機能を持続的に発揮	整備の必要性が高い森林の再生	≪人工林対策≫ ○県民生活に影響の大きい急傾斜地を集約的に間伐した結果、4年間で2,703haを解消できた。 ○事業推進費の活用を推進した結果、所有者や境界の特定が困難な箇所の一部で事業実施ができた。 ≪里山林対策≫ ○地域住民が森林と親しむ機会の創出や継続的な地域資源の管理につながった。 ○4年間で689haの里山林が整備でき、さらに事業実施の近隣地域での要望増加につながっている。	≪人工林対策≫ ○平成30年豪雨災害では緩い傾斜においても土砂災害が頻発した。 ○不在村森林所有者の増加や世代交代が進んでいるため、同意の取得が年々困難になってきている。 ≪里山林対策≫ ○地域住民等の活動範囲が地域内に限定され活動地域に広がりが少ない。 ○地域が抱える里山の課題の把握が進んだ市町と進んでいない市町との間で整備面積に差が生じている。
	森林資源の利用促進	○住宅建築会社が建築する木造建築物で県産材が利用され、森林管理に貢献した。 ○安定供給協定の締結や、標準設計の採用など、県産材の供給に向けた仕組みが構築された。	○小規模住宅建築会社では、人員が少なく県産材への切り替えに労力が割けないことから、県産材の利用が進んでいない。 ○全国展開する住宅建築会社では、製品の安定的な調達に不安があることから、県産材の利用が進んでいない。
	新たな森の守り手	○森林保全活動に取り組む新たな団体が設立されるなど、森の守り手が増加した。 ○森の守り手の多くは放置された里山林の環境を改善する目的で活動しており、地域の里山の保全につながっている。	○森の守り手は、活動の継続に向けて人材確保や運営ノウハウの不足など、不安要素が大きい。 ○過疎化や高齢化が進む地域では人材や体制の不足が顕著であるため、森林保全活動には地域差が生じている。
	県民理解の促進	○森林・林業とは関わりのなかった分野の団体まで活動範囲が広がり、関心や理解が促進された。 ○有名スポーツ選手を起用した関心を誘導するCM動画放送等の実施により、認知度は25.7%(H27)から42.9%(R2)に大きく向上した。	○令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響から活動が停滞し、従来の規模での再開が困難となっている。 ○税の認知度は向上したが、その使途の認知度は5.5%と低い状況にある。

2 評価の総括

「整備の必要性が高い森林の再生」に向けた取組では、県民生活に影響の大きい急傾斜で保全対象に近い手入れ不足の人工林の間伐や、地域にとって資源となる里山林、地域ごとに課題を明確にした里山林のように、対象森林を絞り込むことで、県民の要望に沿った集中的な対策ができた一方で、対策ができなかった森林や、対策が進まなかった地域に対しての課題が残りました。

また、「森林資源の利用促進」では住宅分野を中心にした県産材利用量が増加傾向にあること、「新たな森の守り手の育成」では新たな団体の設立ができたこと、「県民理解の促進」では認知度の向上ができたことなど、いずれも一定の成果を得た一方で、県民一人ひとりが、森づくり活動を支える担い手であるという共通認識の広がりについては、依然として課題が存在しています。

目指す姿である「県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現」のためには、県土の7割を占める森林が持つ公益的機能を今後も持続的に発揮させる必要があります。今回の検証で評価した課題を解決する取組が今後も必要であると考えます。